めぐみ豊かな環境を未来へ引き継ぐ

持続可能なまち**みきの力**

2024年4月
三木町

三木町環境基本計画

目　　次

第１章 計画の概要 1

第1節 計画策定の背景 1

第2節 三木町環境基本計画の基本的事項 7

第２章 本町の現状と課題 10

第1節 自然的状況 10

第2節 社会的状況 14

第3節 産業・経済状況 20

第4節 環境意識調査 25

第３章 計画の理念・基本目標 33

第1節 目指すべき環境像と基本目標 33

第2節 基本目標 34

第４章 基本目標実現のための取組施策 40

第1節 施策体系 40

第2節 基本施策と具体的な取組施策 41

第５章 計画の推進体制と進行管理 55

第1節 計画の推進体制 55

第2節 計画の進行管理 56

第１章 計画の概要

第１節 計画策定の背景

① 近年の社会情勢

私たちを取り巻く社会情勢は、少子・超高齢化社会の到来による人口減少や新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式の実践、地球温暖化が起因とされる大規模な自然災害の発生など、日々変化しています。

地方においては、高齢化や社会構造の変化により農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、森林、里地里山の管理の担い手が不足し、豊かな地域資源が十分に活用されず、持続可能な社会を実現していくためには地域資源を有効に活用していくことが求められています。

また、高齢者や子育て世代の誰もが、快適で安心して生活できる環境を実現し、持続可能なまちづくり（都市経営）を進めて行くことが重要な課題となっています。

さらに、人口減少などの課題に直面している状況において、持続可能で自然と共生する社会をつくりあげていくためは、多様な生物の生息・生育環境を守り、次世代へ引き継ぐとともに、災害にも適応できる地域づくりを行うことで、人々が安心して暮らせる社会の実現と、脱炭素化社会の実現や循環型社会の構築にも貢献できると考えられます。

私たちは、持続可能な社会への転換のためには、「カーボンニュートラル」と「自然と共生する社会」を達成し、自然環境の保全に支障をきたす再生可能エネルギーとの調和を図りつつ、誰もが安全・安心して暮らせる社会を実現するため、自然環境の保全を生かした適応策に取り組んでいく必要があり、それとともに、コンパクトプラスネットワークの推進によるコンパクトシティの構築や災害に強いまち、地方創生の推進など新たな社会環境に対応していく必要があります。

② 世界の環境の状況

■ 地球温暖化

大気中にある二酸化炭素（CO_2）やメタン、フロンなどの温室効果ガスは、地球を暖かく保つ役割を果たしています。地球にはたくさんの生物が生息していますが、これらのガスは、生物の住みやすい環境を保つ上で、なくてはならない存在となっています。

しかし、温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎて気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これが地球温暖化の原因とされています。2015年12月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減などのための枠組みとして、パリ協定が採択されました。

京都議定書の後継となるもので、気候変動に関する国際的な枠組みです。

世界共通の目標として、産業革命以前より世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを掲げています。

2021年にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前より1.5度未満に抑えるために温室効果ガス削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、「パリ協定」の実施指針が完全運用となりました。

【パリ協定の採択の概要】

会議	年	開催地	採択された事項など
COP21	2015	フランス（パリ）	パリ協定採択
COP24	2018	ポーランド（カトヴィツェ）	パリ協定の実施指針（ルールブック）採択
COP26	2021	イギリス（グラスゴー）	パリ協定の実施指針（ルールブック）完成、グラスゴー気候合意採択

■ 生物多様性

生物の生息環境の破壊や外来種の侵入等により、生物や生態系の多様性が地球規模で急速に失われつつあります。人々の暮らしは生物多様性を基盤として成り立っていることから、許容の範囲を超えた人為的影響で生物種等を絶滅に追い込むことは、私たち人類の存在基盤を弱体化することにもなりかねません。

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）は、個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりで生物多様性を考え、その保全を目指す唯一の国際条約です。1992年6月ブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で、条約に加盟するための署名が開始され1993年12月に発効しました。

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、これまでの生物多様性保全に向けた取組が評価されるとともに、2030年までの目標を定める「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）」などが採択されました。

■ SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。2030年までに世界が達成すべき17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際機関、国、産業界、自治体と住民が一丸となって取り組むことが求められています。

③ 国の環境の状況

国では、2021年に「地球温暖化対策計画」、2018年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画であり、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

第五次環境基本計画（6つの重点戦略）

2021年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとされました。

④ 県の環境の状況

香川県環境基本計画は、香川県環境基本条例に定める基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

香川県が目指す環境の将来像を「県民みんなでつくる人と自然が共生する持続可能な香川」とし、それを実現するため、4つの環境分野（地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野）と、各分野にまたがる基盤整備・地域づくりにそれぞれ基本目標を設定し、施策展開の方向を示しています。

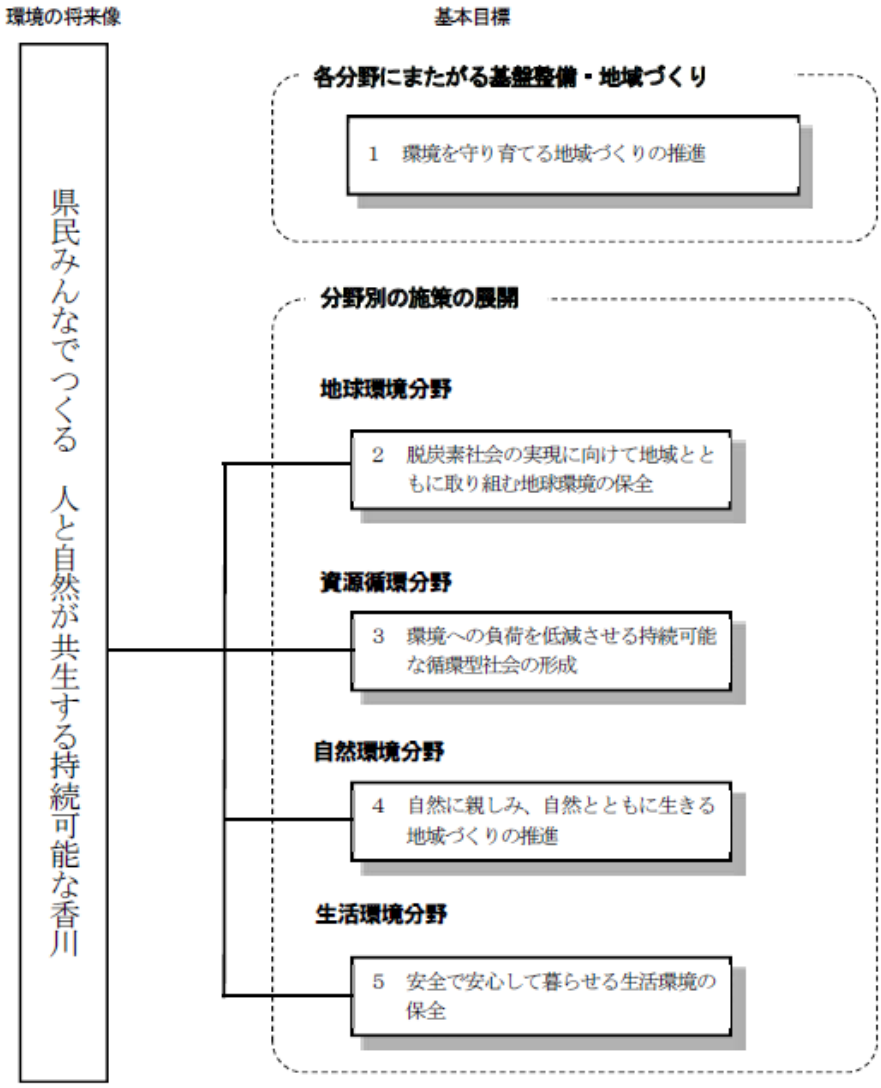

香川県環境基本計画～香川県が目指す環境の将来像と計画の基本目標～

⑤ これまでの三木町の環境行政

■ 第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略

三木町（以下、「町」という。）では、2025年度までの計画期間である「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少社会に対応する戦略として、基本目標のひとつである「やさしく安全な郷土をつくるまちづくり戦略」の中で、地域の防災意識と防災力の向上を目指した「安心・安全」、環境保全活動の推進や生活環境の充実を目指した「やさしい住環境」など施策の基本方向を示しています。

地域の防災意識と防災力の向上

住民の防災意識を高めるとともに、消防署・消防団・自主防災組織などとの連携を強化し、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

毎年のように発生する台風や、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨などによる水害、また、今後発生が懸念される南海トラフ地震等からの被害を軽減するため、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を推進していきます。

環境保全活動の推進

住民・民間事業者・行政が協働することで、それぞれの役割と責任を認識し、自然環境・景観を守り育てていくとともに、環境問題に対する一層の意識の高揚を図ります。

更なるごみの減量と再資源化を推進し、環境負荷を減らすことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。また、低炭素のまちの実現に向けて、再生可能エネルギーの有効活用が可能な太陽光発電設備等の普及を促進します。

生活環境の充実

住民の生活環境の充実を図るため、道路・公共下水道・農業集落排水といったインフラ整備の充実と計画的な維持管理に努めます。道路は、通勤・通学などの移動空間として住民の生活を支える大切な施設であり、また、浄化センターや管路施設なども、身近な水環境を保全するライフラインとして必要な施設であることから、計画的かつ効率的に取り組みます。

現在の町道の舗装率は98.6%ですが、全町的な交通体系を考慮し、計画的な道路改良や舗装の維持修繕、交通安全施設の整備等により、安全で快適な道路環境を構築します。公共下水道（農業集落排水）施設の整備・維持管理を適正に進めることはもとより、地方公営企業法に基づく公営企業会計への移行（2024年度）による経営の効率化・健全化に努めます。

■ 三木町地球温暖化対策実行計画

本町は、2022年3月に2050年までに町域の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

本計画は、ゼロカーボンシティ実現に向けて本町、事業者、町民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組むために、再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を明らかにし、目標達成の具体的なビジョンを策定することを目的として、2023年2月に策定されたものです。

【将来像】

みんなで実現するカーボンゼロのまち　三木

～2050年度脱炭素社会の実現をめざして～

- **脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの浸透**
- **再生可能エネルギーの導入促進**
- **脱炭素をめざした三木町らしい施策の推進**
- **資源を大切にするまちづくりの推進**
- **森林・里山の保全と適正管理**

■ 三木町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法第6条第1項の規定により、町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定するもので、今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、三木町民、事業者等が行うべき方策、行動を支援し促進するための基本方針、施策を定めたものです。

町のごみ処理に関しては、1986年度から一部の地域において資源ごみの収集を開始し、1989年度から町全体に拡大しています。可燃ごみについては2001年度より有料化を開始しました。2013年度にごみ処理分別方法の一部変更や三木町クリーンセンターへの持込みごみの有料化を開始し、更なるごみの分別促進と減量化を図っています。また、1991年度から生ごみ処理容器及び2001年度から生ごみ処理機の購入者に補助金を交付するなど、ごみ減量化及び資源化の促進に努めています。

また、町は、適正かつ計画的な一般廃棄物処理を推進するとともに関係各法令に則り、一般廃棄物の処理体系の確立に努めていくとともに、以下の基本方針を定めています。

- **町民の理解と協力を得ながら、分別収集の指導を徹底することによりごみの再資源化及び減量化を図る。**
- **快適な生活を維持し発展させるため、ごみの排出量の抑制を図るとともに、循環型社会の形成を推進する。**
- **ごみの適正な分別及び処分を円滑に行い、計画的かつ効果的な収集処理体制を図る。**
- **廃棄物の処理については、関係機関との連携により、適正な処理と再資源化に努める。**

⑥ 三木町環境基本条例と環境基本計画

町では、環境の保全について町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「三木町環境基本条例（2010年6月14日公布・施行）」を制定しました。

三木町環境基本条例基本理念

環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、その恵沢を町民が享受することができるように適切に行わなければならない。
環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

また、三木町環境基本条例第7条及び第8条に基づき、基本理念に即して環境保全に関する施策を策定、また、それら施策を総合的かつ計画的に推進するために「三木町環境基本計画」を策定するものとします。

第２節 三木町環境基本計画の基本的事項

① 計画の目的

本計画は、町の自然的、社会的条件を考慮し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本的事項を定めるものです。また、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、良好な生活環境の構築による「持続可能なまち」の実現を目指し、町、町民及び事業者が一体となって取組を進めていく上での指針としての役割を果たすことを目的とします。

② 計画の位置づけ

本計画の位置づけのイメージを下図に示します。本計画は、町の最上位計画である「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を環境面から具体化するものであり、三木町の環境に関する計画の中で最も上位の計画と位置づけられます。そのため、今後策定する個別の計画は本計画と整合を図るものとします。また、国、香川県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的かつ効果的、計画的に環境保全の推進を図っていくものとなります。

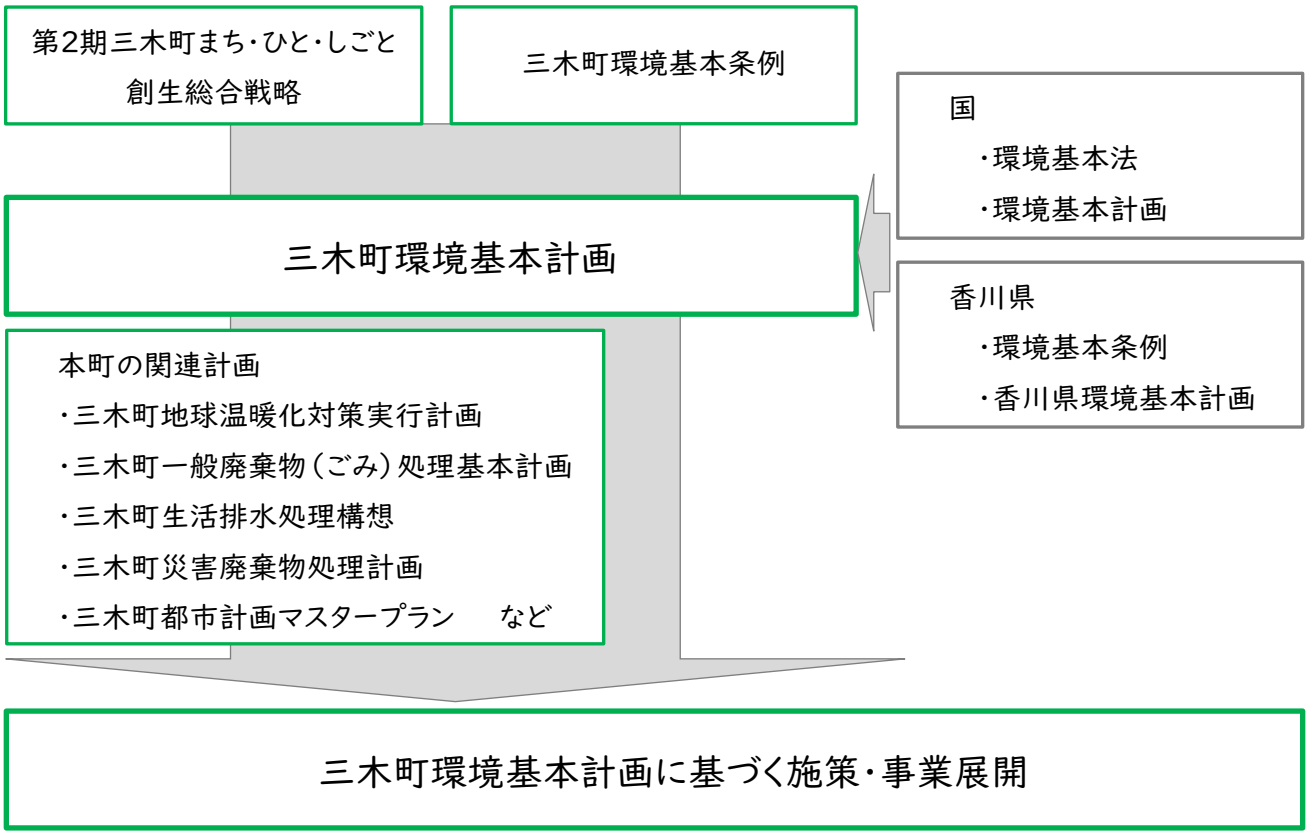

計画の位置づけ

③ 計画の期間

本計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。また、社会情勢等に応じて途中見直しを行います。

④ 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、町全域とします。

⑤ 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、三木町環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、下表のとおりとします。

計画の対象範囲

分野	内容
生活環境	大気、騒音、公害苦情、上下水道、景観まちづくり
自然環境	森林、河川水質、生物多様性、自然とのふれあい、農地保全
資源循環	ごみ処理、減量化・再資源化
地球環境	地球温暖化、脱炭素社会の実現、再生可能エネルギー
基盤整備・地域づくり	環境教育・環境学習、普及啓発・情報発信、協働

⑥ 計画の実施主体

本計画を実施する主体は、行政のほか事業者・町民に関係する全ての関係者とします。各主体の役割（責務）は、三木町環境基本条例第4条～第6条において、以下のとおり定めています。

計画の実施主体（三木町環境基本条例第４条～第６条）

三木町環境基本条例 ～抜粋～

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に則して、環境の保全に関し本町の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に則して、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

２ 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則して、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民等の責務)

第6条 町民は、基本理念に則して、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

２ 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念に則して、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第２章 本町の現状と課題

第１節 自然的状況

① 位置と地勢

本町は、香川県の東部に位置し、西は高松市、北は高松市（牟礼町）とさぬき市（志度）に接し、東はさぬき市（長尾）、南は高松市（塩江町）と徳島県美馬市に接しています。

町土は、東西5.8km、南北18.4kmの南北に細長い地形をしており、面積は75.78k㎡と県土の約4%を占めています。

地勢は、北部の丘陵地、中央部の平地、南部の山間地からなっています。

丘陵地や山地に囲まれ、豊かな自然環境が残っている地域特性を活かして、田園や里山などを保全しつつ、都市生活との調和がとれた環境を育てていく必要があります。

出典：三木町都市計画マスタープラン

② 気候

本町は典型的な瀬戸内海型気候で、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長いという特徴を持っています。町内には、気象観測所は設置されていませんが、隣接する高松市に設置されている高松地方気象台で常時気象観測が行われています。

2021年の降水量は最小19.5mm（12月）～最大213.5mm（8月）、日平均気温は最低5.6℃（1月）～最高27.8℃（8月）でした。

	降水量（mm）	日平均気温（℃）
1月	46.5	5.6
2月	49.5	8.5
3月	51.5	12.1
4月	99.0	15.5
5月	140.0	19.8
6月	81.5	23.6
7月	100.0	27.7
8月	213.5	27.8
9月	179.0	25.1
10月	64.0	20.0
11月	91.5	13.4
12月	19.5	8.5

2021年の降水量・日平均気温

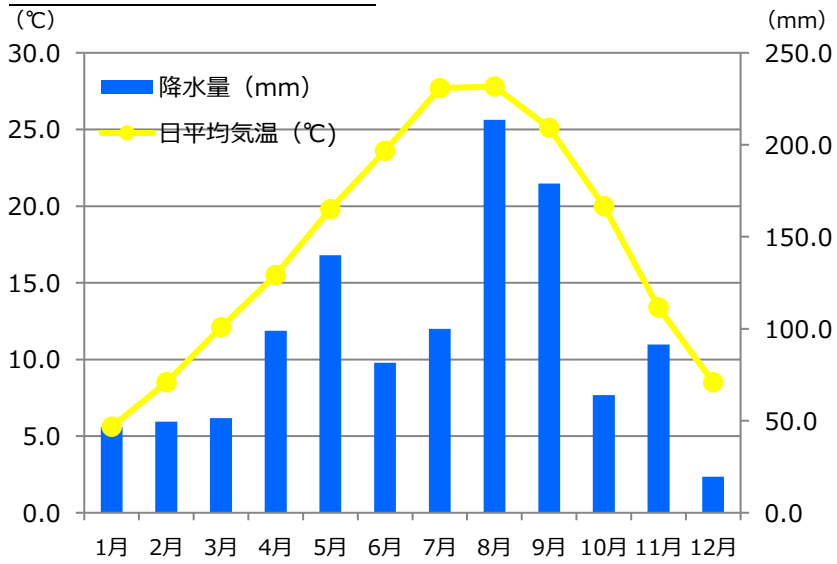

平均気温の推移を長期的な視点でみると、1942年～1959年（14.8℃）から1960年～1979年（15.3℃）にかけては0.5℃、1980年～1999年（15.9℃）にかけては0.6℃の上昇であったのに対し、2000年～2021年（16.9℃）にかけては1.0℃上昇しており、温暖化の傾向が強くなっている事があらわれています。

また、「香川県の21世紀末の気候」（気象庁）によると、香川県の平均気温については、21世紀末には、温室効果ガスの排出削減対策が今後ほとんど進まずに地球温暖化が最も進行した場合、20世紀末の平均気温より、4.1℃上昇する予測が示されています。

身近に迫っている地球温暖化への対策が求められています。

	年間平均気温（℃）
1942～1959年	14.8
1960～1979年	15.3
1980～1999年	15.9
2000～2021年	16.9

1942 年～2021 年の平均気温の推移

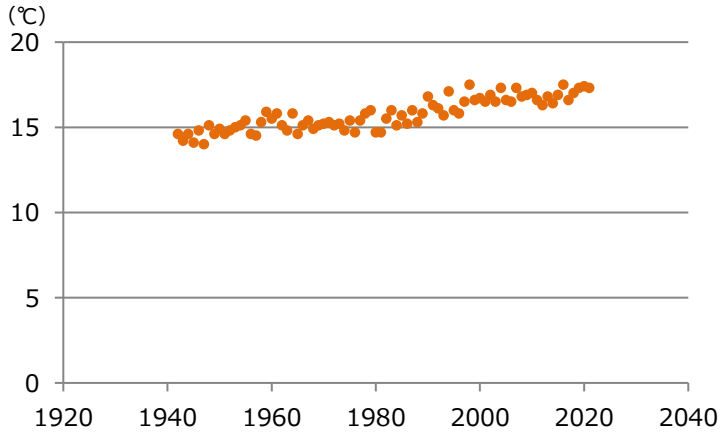

出典：気象庁ウェブサイト「高松地方気象台（年ごとの値）」を加工して作成

③ 水象

本町を流れる河川には、南部の高仙山を源流とし、町の南部から北部にかけて流れ、高松市を経由して瀬戸内海に注ぐ二級河川新川があります。この新川の支川としては、吉田川、鍛冶川、熊川、古川、平尾川、寒国川、氏の宮川、葛ノ尾川等があります。なお、新川は豊かな自然景観を有しており、上流域となるため池等では、指定希少野生生物であるニッポンバラタナゴ等が確認されています。

また、町の南部から高松市塩江町に流れこむ二級河川香東川があります。この香東川の支川としては、小蓑川、堂ヶ平川があります。

本町は、地理的に降水量が少なく、常に水不足に悩まされてきたことから、主に農業用水として、町内には多数のため池があります。

三木町のため池

ため池数	総貯水量	池敷面積	満水面積
698ヶ所	7,264千㎥	278ha	231ha

出典：令和4年　香川県統計年鑑

④ 土地利用

本町の北部及び南部は山林となっており、特に南部の山林は、広大な範囲を有しています。中央部には農地がまとまって広がっており、宅地は高松琴平電気鉄道長尾線沿線に多くみられるほか、長尾街道沿いに多くみられます。

地目別課税面積の割合は、山林が40.5%、田が18.1%、宅地が7.1%の順に多くなっています。

地目別課税面積の状況

山林	3,069ha
田	1,375ha
宅地	537ha
雑種地	276ha
畑	233ha
原野	8ha
その他	2,080ha

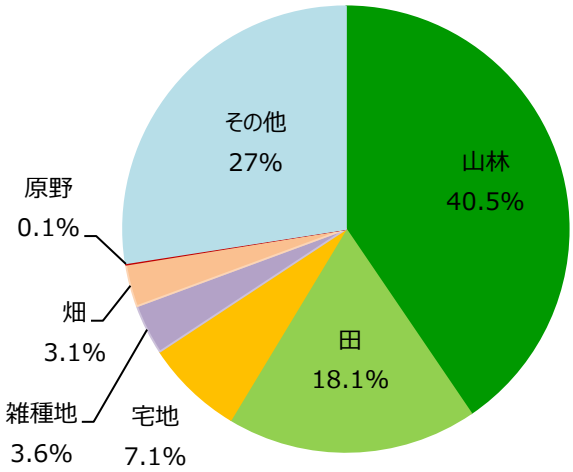

出典：三木町町勢要覧

⑤ 植生

町全体（7,578ha）の約49.0%（3,712.81ha）が森林計画の対象となる森林です。県全体の森林率は46.6%であり、県内で平均的な森林を有する自治体といえます。

三木町の森林面積の現状

			三木町		県全体	
			面積（ha）		面積（ha）	
				構成比		構成比
立木地計			3,252.53	87.6%	73,309	92.5%
	人工林計		1,123.37	30.3%	18,309	23.1%
		針葉樹	1,042.97	28.1%	17,118	21.6%
		広葉樹	80.40	2.2%	1,190	1.5%
	天然林計		2,129.16	57.3%	55,000	69.4%
		針葉樹	256.76	6.9%	6,722	8.5%
		広葉樹	1,872.40	50.4%	48,278	60.9%
竹林			394.37	10.6%	3,058	3.9%
無立木地計			65.91	1.8%	2,862	3.6%
	伐採跡地		0	0%	6	0.01%
	未立木地		65.91	1.8%	2,856	3.6%
合計			3,712.81	100%	79,229	100%

出典：三木町町勢要覧2022資料編及び香川地域森林計画書（香川森林計画区）
令和3年4月　資源構成表より作成
※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

⑥ 景観

本町の山、川、ため池、農地等の豊かな自然景観や古墳、建造物等の歴史的景観があります。他にも地域の景観を形成し、シンボルとなる樹木があります。中でも白山は東讃富士とも呼ばれており、本町の北東部に位置し、様々な場所から見ることができるランドマーク的な存在です。

主な景観資源

分類	No.	名　　称	備　　考
自然景観	1	山大寺池	新さぬき百景、全国ため池百選、香川のみどり百選に指定されている。
	2	嶽山	香川のみどり百選に選出されており、岩肌の露出奇景色が見事である。
	3	白山	香川のみどり百選に選出されており、東讃富士と呼ばれている。
	4	三つ子石池	池の北堤からは屋島・五剣山が眺めることができ、池の西畔にある巨大な石には伝説が残っている。
	5	男井間池	池を南北に二分する広い道と中央に近代的な眼鏡橋が架けられ、美しい白山の姿が水面に映える。
	6	立石山	香川のみどり百選
	7	高仙山	香川のみどり百選
	8	虹の滝	県指定自然記念物、香川のみどり百選
	9	太古の森	本町の記念樹であるメタセコイアが多数植樹されている。メタセコイアは、本町出身の故三木茂博士が発見した化石から命名したものである。
歴史的景観	10	小蓑熊野神社社叢	県指定自然記念物
	11	丸岡八幡（氷上八幡）神社社叢	県指定自然記念物
	12	高仙神社社叢	県指定自然記念物
	13	竜現社古墳	町指定文化財
	14	静薬師	鍛冶池のほとりに薬師堂があり、静御前が源義経の菩提を弔ったと言われている。また、ここからは本町の平野部が一望できる。
	15	池戸公民館（旧木田郡役所建物）	大正8年に建設された洋風建築で、屋根のドーマを有しており、旧郡制の建築物では県内で唯一現存している。
景観形成樹木	16	熊野神社の二本杉	県指定天然記念物
	17	蓮成寺のイヌマキとフウラン	県指定天然記念物
	18	津柳のネズミサシ	香川の保存木
	19	三宝荒神のフジ	香川の保存木
	20	常光寺のイチョウ	香川の保存木
	21	津婦呂木神社のムクノキ	香川の保存木
	22	津柳のケヤキ	香川の保存木
	23	和爾賀波神社のモミ	香川の保存木

出典：三木町都市計画マスタープラン

第２節 社会的状況

① 人口と世帯

国勢調査に基づく2020年時点の人口は26,878人で、1995年から888人減少する一方、世帯数は10,889世帯で1995年から2,042世帯増加しています。世帯当たり人口は、3.11人（1995年）から2.43人（2020年）へ、0.68人少なくなっています。

また、年齢3区分別人口比率の推移をみると、2005年から2020年にかけて15歳未満の年少人口割合は0.7ポイント減少、15歳以上65歳未満の生産人口割合は8.8ポイント減少する一方で、65歳以上の老年人口割合は9.6ポイント増加しています。

人口減少と少子高齢化により、地域活力の低下、行政サービス維持の困難、地域経済の衰退、社会保障に係る財政負担増などが懸念されています。

人口・世帯数の推移

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
人口（人）	27,766	28,769	28,790	28,464	27,684	26,878
世帯数（世帯）	8,847	9,895	10,278	10,639	10,667	10,889
世帯当たり人口（人）	3.11	2.88	2.78	2.65	2.56	2.43

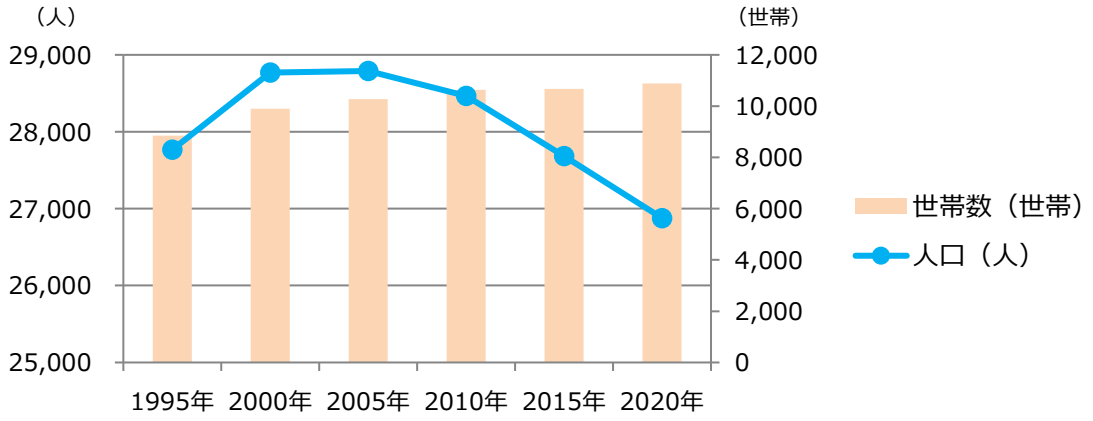

「三木町　改訂版人口ビジョン（令和３年３月）」においては、本町の将来展望人口を、2035年に23,563人、2065年に16,000人としています。

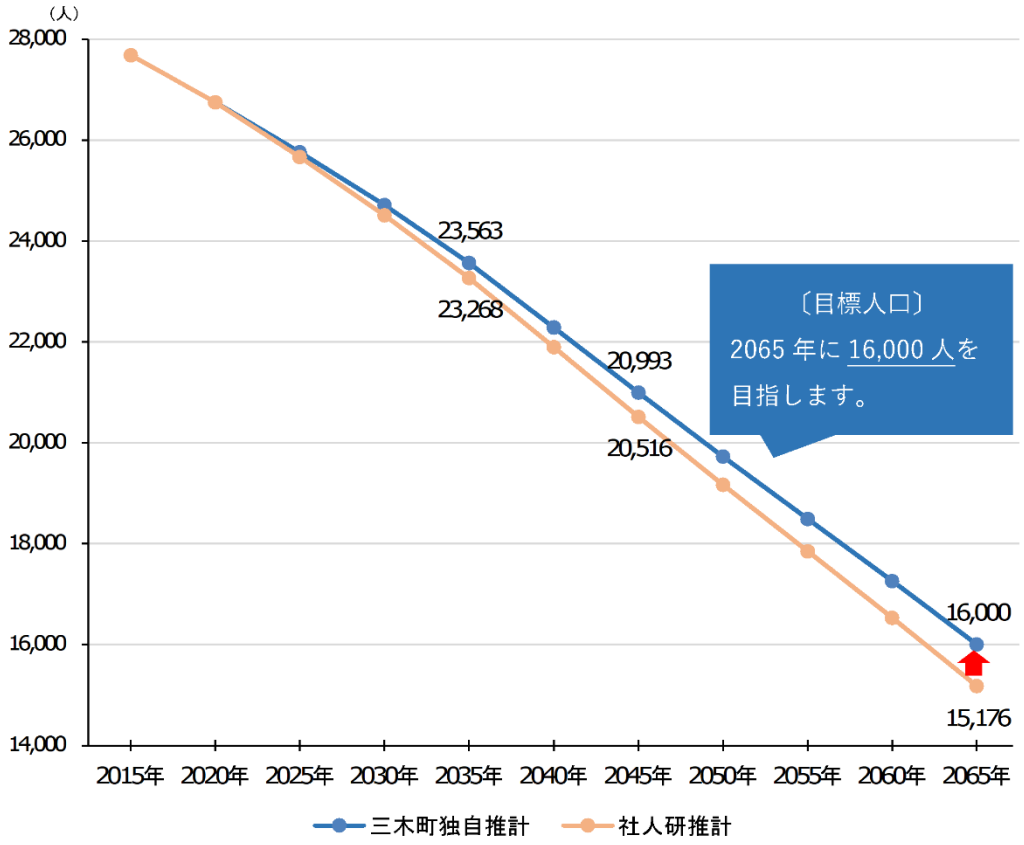

三木町の将来人口の見通し

② 交通

■ 交通網

本町の主要な道路網は、東西に主要地方道高松長尾大内線（さぬき東街道）、主要地方道三木国分寺線及び町道池戸井戸線（長尾街道）が、南北に主要地方道小蓑前田東線、主要地方道三木牟礼線及び主要地方道三木綾川線が走っており、それらを結ぶ町道によって形成されています。

■ 公共交通機関ネットワーク

本町には高松市とさぬき市を結ぶ、高松琴平電気鉄道長尾線が走っており、町内には7つの駅が存在しています。

民間バスについては、大川バスが高松駅から引田まで運行しており、町内では主要地方道小蓑前田東線、町道池戸井戸線等の沿道の池戸、農学部前、三木町役場前、井戸等のバス停に停車しており、通勤・通学に利用されています。

四国横断自動車道のさぬき三木インターチェンジ付近には高速バスの停留所（獅子の里三木）があります。駐車台数94台の駐車場を有しており、徳島方面、関西方面等への高速バス利用者に広く利用されています。

コミュニティバスについては、2022年1月から路線を6ルート（池戸コース・井戸コース・神山コース・下高岡コース・井上コース・田中コース）に増設し、車両も小回りの利く10人乗り車両2台で平野部を運行しています。

また、山南地区に対しては予約制の運行形態であるデマンド型バスの運行を実施することにより、需要に応じた運行を行い、空バス運行を削減し環境負荷の低減など、効率の良い運行を目指しています。

■ 自動車保有台数

本町の自動車登録台数は2020年度で24,575台あり、2016年度から92台（0.4%）増加しています。

推移の内訳をみると、乗用の普通車が424台（約11%）、乗用の軽四輪車が337台（約4%）と最も増えている一方で、乗用の小型車や原付は減少しています。

また、車種別割合をみると乗用の軽四輪車が最も多く1/3を占め、次いで乗用の小型車が多くなっており、この割合はほとんど変化がありません。

自動車保有台数の推移

（台）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貨物用	普通車	565	584	610	618	642
	小型車	856	853	858	863	892
	被牽引車	59	59	55	54	59
	軽自動車	3,203	3,160	3,088	3,058	3,056
乗合用	普通車	7	7	7	7	7
	小型車	10	11	12	13	13
乗用	普通車	3,797	3,899	4,022	4,077	4,221
	小型車	4,925	4,826	4,702	4,566	4,521
	軽四輪車	8,037	8,080	8,166	8,300	8,374
特種（特殊）用車両		328	331	335	333	335
二輪車		326	334	336	353	372
原付		2,370	2,306	2,253	2,146	2,083
合計		24,483	24,450	24,444	24,388	24,575

出典：三木町町勢要覧

③ 公共施設

「三木町公共施設個別施設計画」（2020年3月）において対象としている建物系公共施設は、77施設・185棟・延床面積合計約8.3万㎡あり、主な施設類型の内訳は、延床面積ベースで学校教育系施設が41.7%、町民文化系施設が21.2%、子育て支援施設が9.1%となっています。

本町の建物系公共施設の築年別整備状況をみると、1978年頃から1983年にかけて、学校教育系施設を中心に多く整備されています。これらは、現在、おおむね築40年を迎えることになり、今後、順次更新（建替え）時期を迎えることとなります。

また、旧耐震基準で建築された施設が、全体の40.3%を占めています。

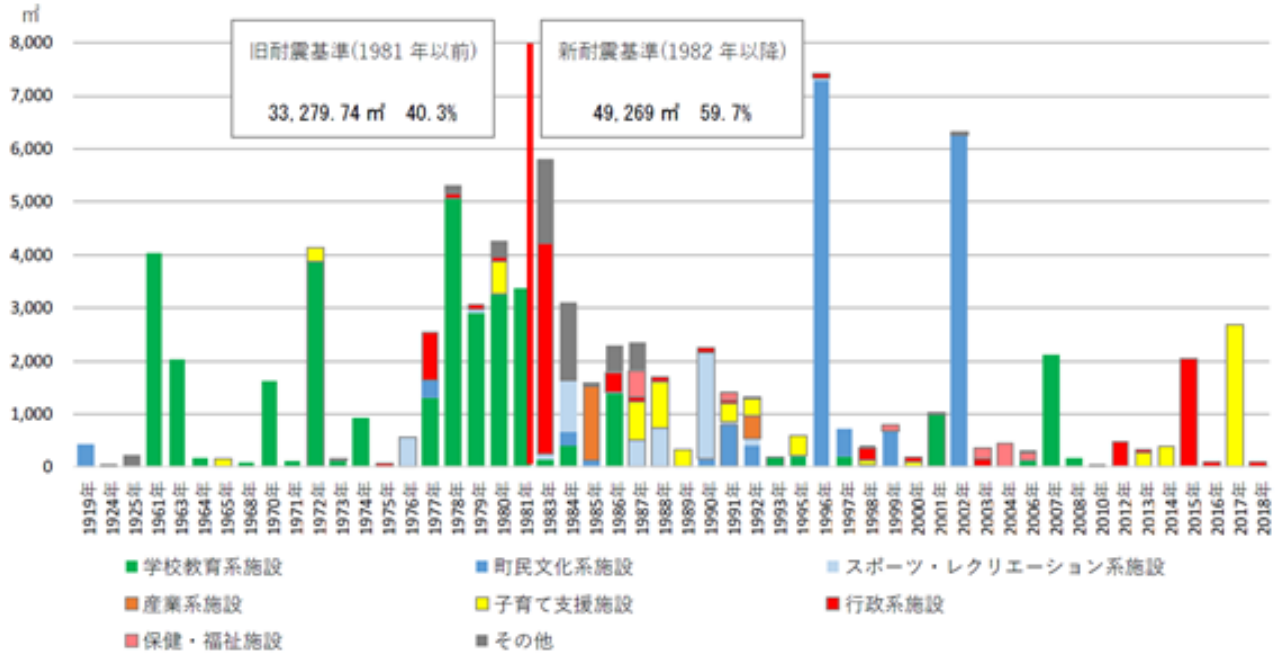

出典：三木町公共施設個別施設計画

④ 給水

本町の上水道は、現在までに一般の水道事業及び堂ケ平簡易水道事業にて整備を行っています。

総給水人口は27,115人（2020年度）、年間給水量は3,039千㎥（2020年度）でいずれも減少傾向にあります。料金収入が得られた年間有収水量は年によって増減していますが、その用途は生活用が8割を占めています。

総給水人口・年間給水量・年間有収水量・用途別水量・有収率の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総給水人口（人）		28,030	27,957	27,723	27,392	27,115
年間給水量（千㎥）		3,143	3,064	3,070	3,070	3,039
年間有収水量（千㎥）		2,860	2,859	2,826	3,007	2,847
用途別水量	生活用（千㎥）	2,256	2,260	2,255	2,421	2,321
	業務営業用（千㎥）	584	580	553	567	509
	工業用（千㎥）	14	14	14	15	13
	その他（千㎥）	6	5	4	4	4
有収率（%）		91.0	93.3	92.1	98.0	93.7

出典：三木町町勢要覧

⑤ 公共下水道

公共下水道事業は、三木処理区において整備を進めており、2020年度までに約70%の管渠工事が完了しています。

2020年度の時点で事業計画区域388.30haのうち64.2%にあたる249.19haが整備済みになっており、普及率（処理区域人口÷人口×100）は27.3%となっています。

公共下水道の事業計画区域・整備済面積・整備率等の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事業計画区域（ha）	156.40	206.40	206.40	266.00	388.30
整備済面積（ha）	74.00	141.20	151.20	155.20	249.19
整備率（%）	47.3	68.4	73.3	58.4	64.2
下水道普及人口（人）	-	4,845	4,870	6,842	7,630
下水道処理人口普及率（%）	-	17.0	17.2	24.5	27.3

出典：三木町町勢要覧

⑥ し尿

本町のし尿処理の処理量合計は7,754kL（2020年）、し尿汲取り処理量は1,511kL（2020年）で、いずれも減少傾向にあります。浄化槽汚泥等処理量は6,243kL（2020年）で、2019年度までは増加傾向にありました。し尿処理量を処理人口当たりにすると、2020年度では279L/人で、減少傾向にあります。

し尿処理人口・処理量の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
処理人口（人）	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773
処理量合計(kL)	7,908	8,509	8,390	8,201	7,754
し尿汲取り処理量(kL)	2,505	2,461	2,107	1,771	1,511
浄化槽汚泥等処理量(kL)	5,403	6,048	6,283	6,430	6,243
処理人口当たりし尿処理量（L/人）	277	298	296	291	279

出典：三木町町勢要覧

⑦ ごみ

本町のごみ総排出量は7,747t（2020年度）で、2016年度から171t（約2%）削減されています。また、ごみ処理量のうち1割強が資源化等にされており、その量は微減傾向にありましたが、2020年度は増加して1,276tになっています。

ごみ収集量の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
処理人口（人）	28,575	28,536	28,319	28,165	27,773
ごみ総排出量(t)	7,918	7,848	7,636	7,634	7,747
ごみ処理量(t)	7,918	7,848	7,636	7,634	7,747
溶融処理（ｔ）	6,641	6,589	6,407	6,428	6,471
資源化等（ｔ）	1,277	1,259	1,228	1,206	1,276
処理人口当たりごみ処理量（kg/人）	277	275	270	271	279

出典：三木町町勢要覧

⑧ 再生可能エネルギーの取組

環境省の「自治体排出量カルテ」によると、本町の再生可能エネルギーの導入状況は31,489kW（2021年度）で、2014年度から22,214kW（約3.4倍）増加しています。その内訳はほとんどが太陽光発電で、10kW以上が84%、10kW未満が16%を占めています。

再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

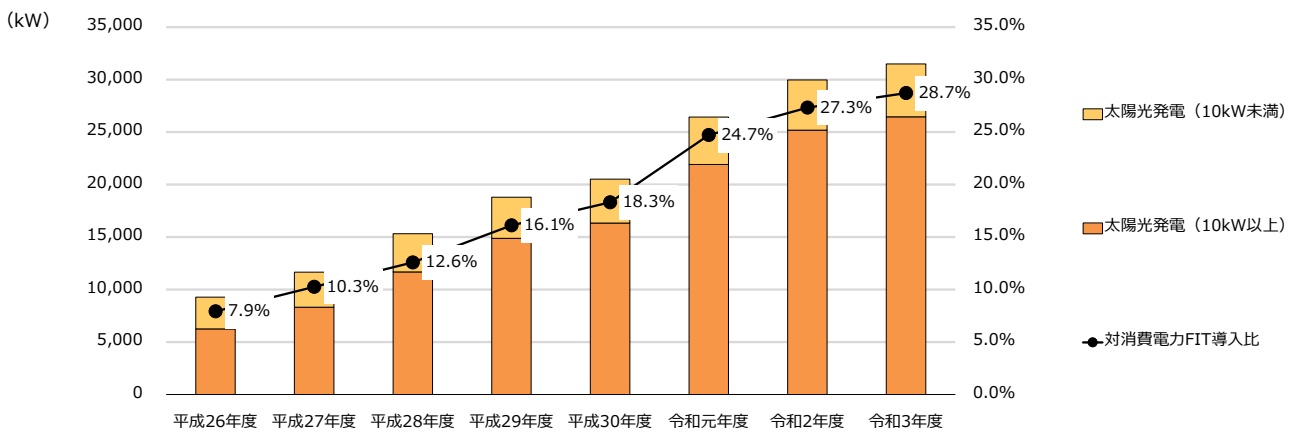

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

区域の再生可能エネルギーの導入容量（2021 年度）

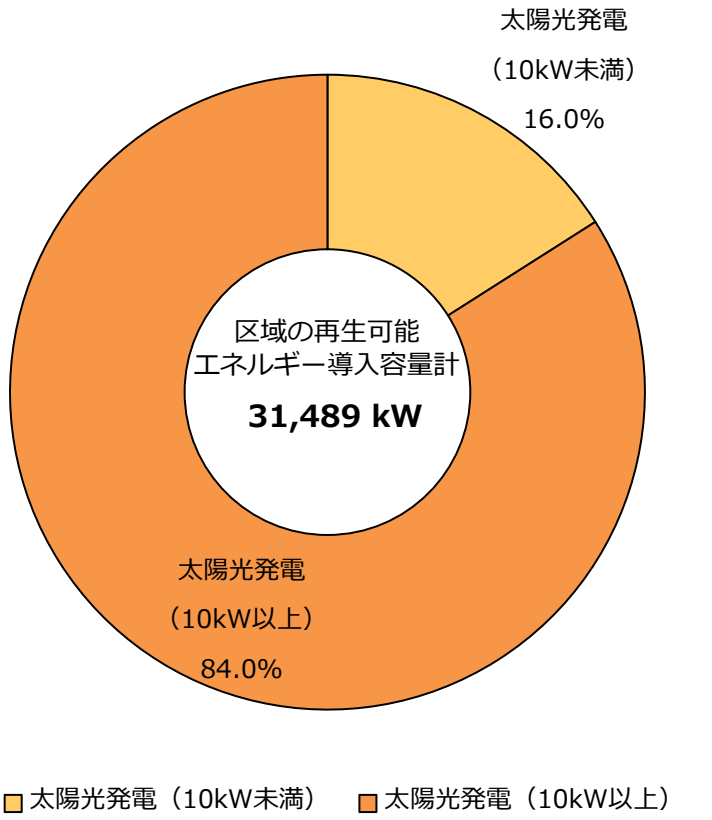

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

第３節 産業・経済状況

① 産業別就業者

本町の就業者数は12,936人（2020年）で、2005年当時と比べると1,257人（約9%）減少しています。これを産業別にみると、第1次産業人口が302人（約27%）、第2次産業人口が771人（約21%）、第3次産業人口が484人（約5%）減少しています。

産業人口の減少によって、地域産業の衰退、事業後継者不足による地場産業の廃業に伴う経済縮小が懸念されます。

また、産業別の人口割合は第1次産業及び第2次産業で減少傾向、第3次産業で増加傾向がみられ、2020年時点では第1次産業が6.6%、第2次産業が23.2%、第3次産業が70.3%となっています。

産業別就業者の推移

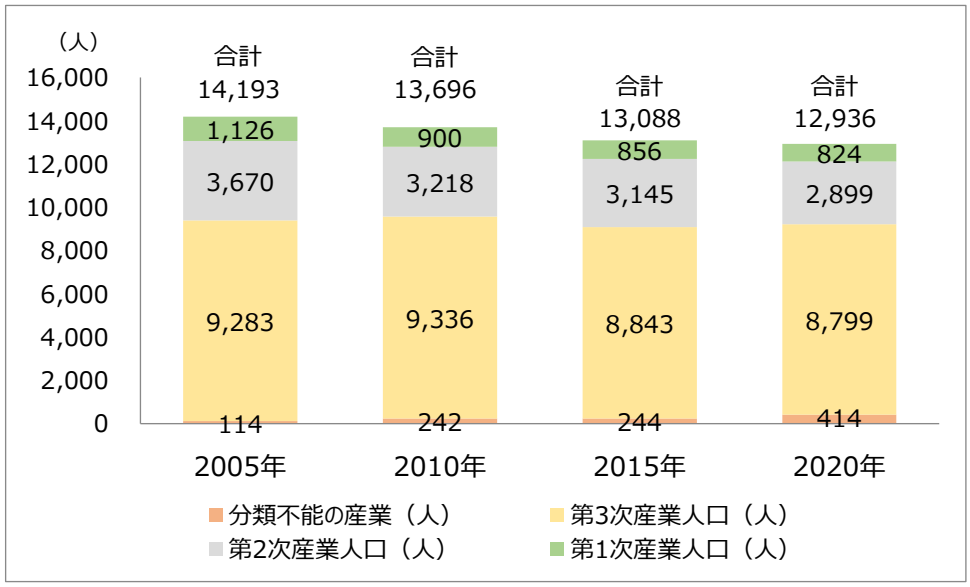

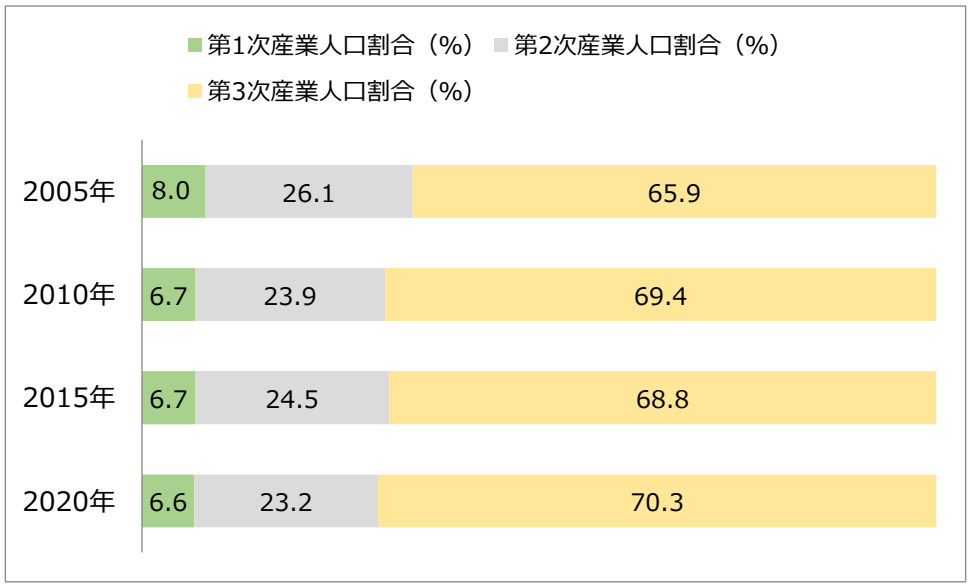

出典：国勢調査

② 農林業

本町の販売農家数は750戸（2020年）で、2010年当時と比べると228戸（約23%）減少しています。

また経営耕地面積は783ha（2020年）で、こちらも2010年当時と比べると267ha（約25%）減少しています。

経営耕地の9割以上は田で、畑や樹園地は少ない状況です。

販売農家数･経営耕地面積の推移

	2010年	2015年	2020年
販売農家数（戸）	978	623	750
経営耕地面積（ha）	1,050	912	783
田（ha）	986	865	737
畑（ha）	57	41	39
樹園地（ha）	7	6	6

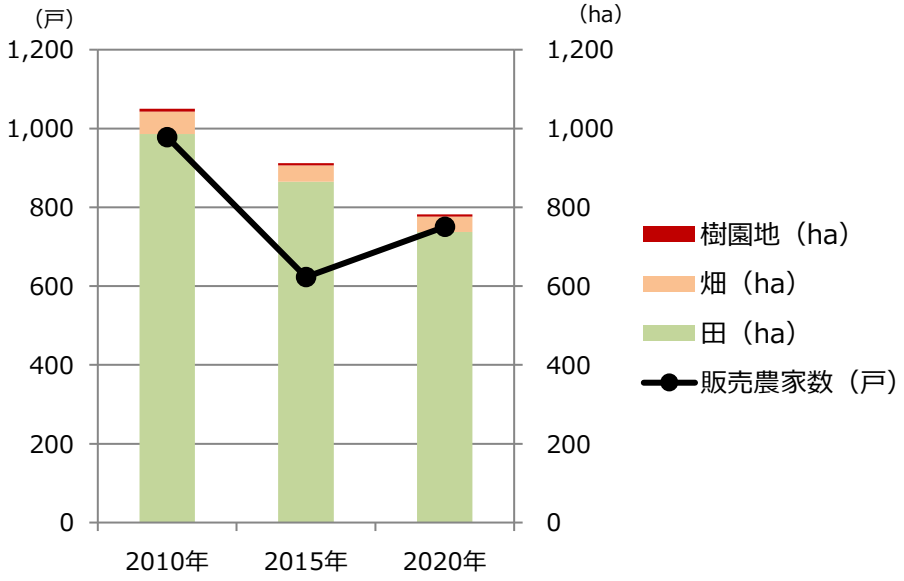

出典：三木町町勢要覧

③ 工業

2019年における本町の工業事業所数は54ヶ所、工業従業者数は1,359人で、2017年当時と比べるとどちらも微減傾向にあります。

一方、製造品出荷額等は2017年から2018年にかけて増加しましたが、2019年にはやや減少して338億円になっています。

工業事業所数･従業者数･製造品出荷額等の推移

	2017年	2018年	2019年
工業事業所数（ヶ所）	57	57	54
工業従業者数（人）	1,421	1,436	1,359
製造品出荷額等（億円）	326	340	338

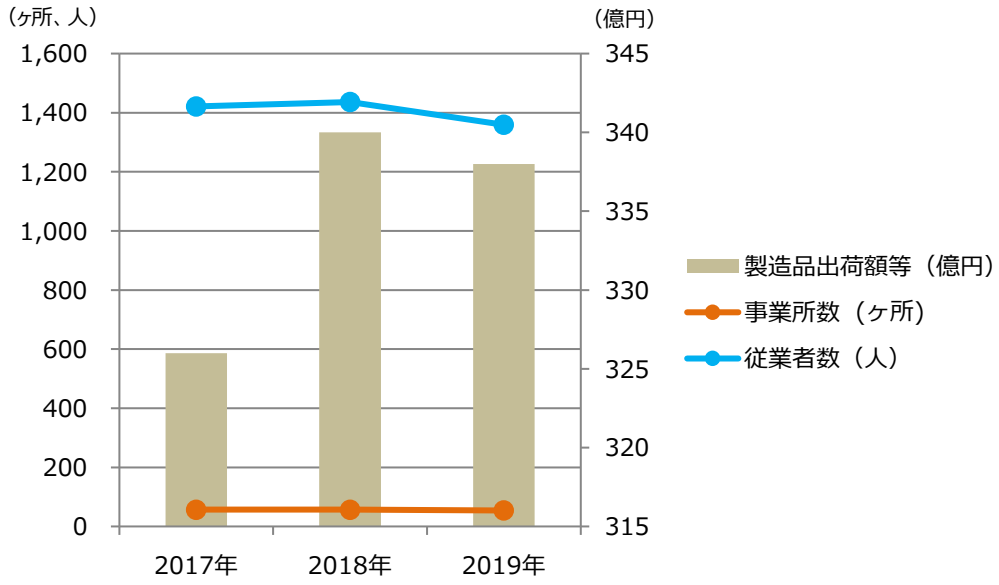

出典：香川県統計年鑑

④ 商業

本町の商業事業所数は190ヶ所（2016年）で、2007年当時と比べると40ヶ所（約17%）減少しています。また商業従業者数は1,260人（2016年）で、こちらも2007年当時と比べると38人（約3%）減少しています。

一方、年間商品販売額は291億円（2016年）で、2007年当時と比べると43億円（約17%）増加しています。

商業事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

	2007年	2014年	2016年
商業事業所数（ヶ所）	230	175	190
商業従業者数（人）	1,298	1,383	1,260
年間商品販売額（億円）	248	320	291

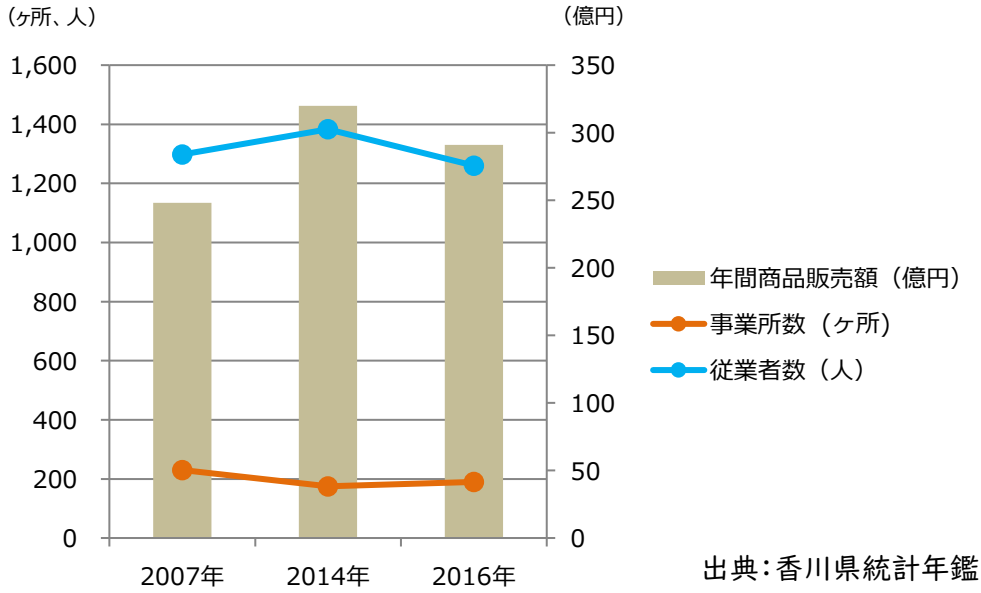

出典：香川県統計年鑑

⑤ 地域経済分析

環境省が提供する地域経済循環分析（2018年版）によると、町内の総生産額722億円に対して、エネルギー代金約49億円が地域外に流出しており、石油・石炭製品の流出額（約27億円）が最も多く、次いで電気の流出額（約14億円）が多くなっています。

今後は、エネルギーの地産地消を進め、地域外へのエネルギー代金の流出を食い止めるための施策が重要な課題として挙げられます。

三木町の生産、分配、支出の現状

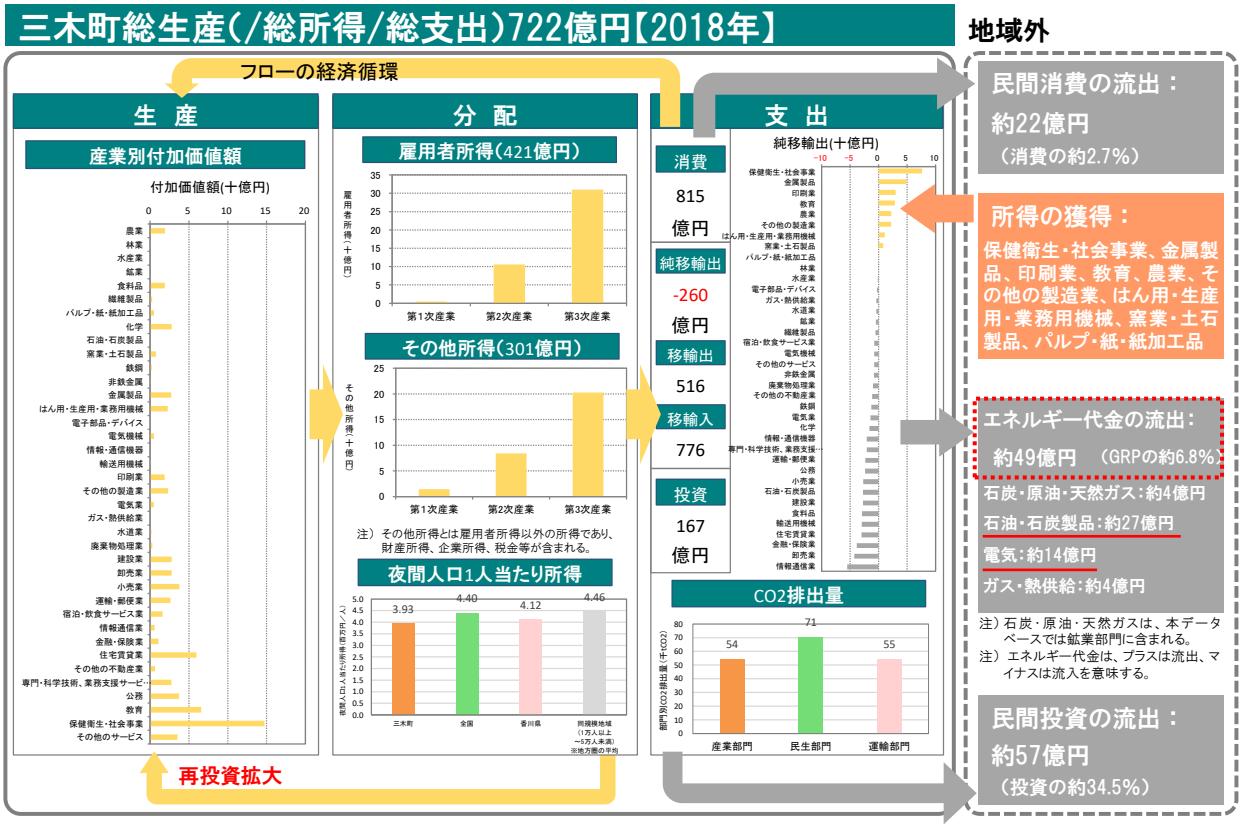

出典：環境省 地域経済循環分析（2018年度版）

第４節 環境意識調査

① 意識調査の概要

1.調査の目的

「三木町環境基本計画」を策定するにあたり、本町の環境に関する満足度や取組状況、今後の課題などについて把握することを目的として、町民・事業者に対するアンケート調査を実施しました。

本頁ではアンケート調査結果の概要をまとめていますが、詳細は、「資料編」に記載しています。

2.調査の設計

対象	町民	事業者
人数・企業数	16 歳以上の町民 1,066 名 （無作為抽出）	町内の企業 135 社 （無作為抽出）
調査方法	郵送による回答及び WEB 回答	
調査期間	2023 年 10 月 4 日～10 月 20 日	
有効回答数	595（郵送 499、WEB 回答 96）	60（郵送 47、WEB 回答 13）
回収率	55.8%	44.4%

3.主な調査内容

町民	事業者
1.属性（年齢、居住年数、居住場所、居住形態、世帯数、家族構成） 2.環境問題への関心 3.三木町の環境問題 4.地域の環境における満足度 5.環境保全のための取組状況 6.三木町が優先して取り組むべき項目	1.属性（業種、従業員数） 2.事業所として取り組むべき項目 3.環境保全のための取組状況とその効果 4.環境活動の取組課題 5.行政に望むこと

② 町民の意識調査結果

1. 属性

アンケート結果の属性として、年齢別割合は、「60歳代」が一番多く23.4%、その反面「10歳代」が一番少なく2.7%でした。居住年数は「20年以上」と回答した方が一番多く69.9%、「1年以上3年未満」と回答した方が一番少なく1.7%でした。

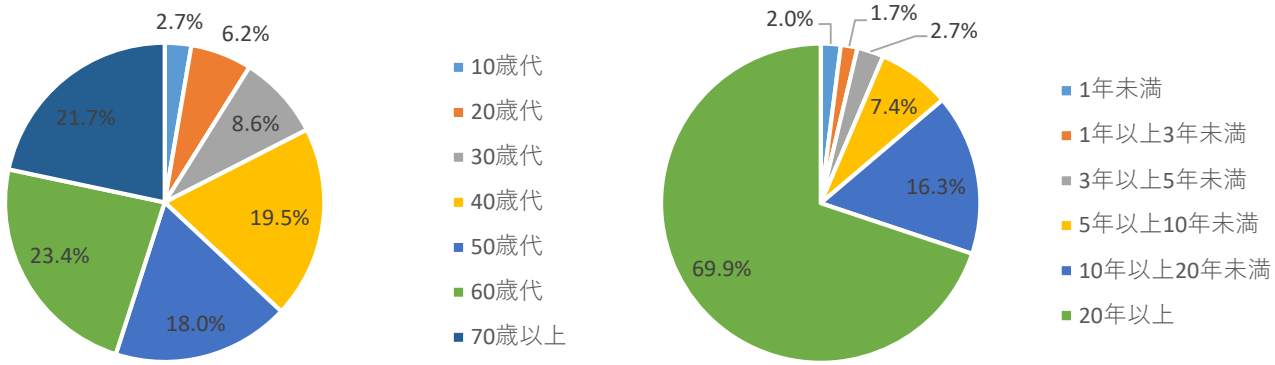

年齢別割合（左）と居住年数割合（右）

2. 環境問題への関心

環境問題への関心のある項目について、「関心ある」、「少し関心ある」と回答した方で一番多いのは、「地球温暖化、気候変動」が93.8%、次いで「ごみやリサイクルの問題（ごみの増加、不法投棄、食品ロス）」が92.5%、その反面、「関心ない」、「あまり関心ない」と回答した方で一番多いのは、「自動車や工場などからの騒音、振動」が31.7%、「大気汚染物質による酸性雨」が24.6%で、公害関係による関心は低いと言えます。

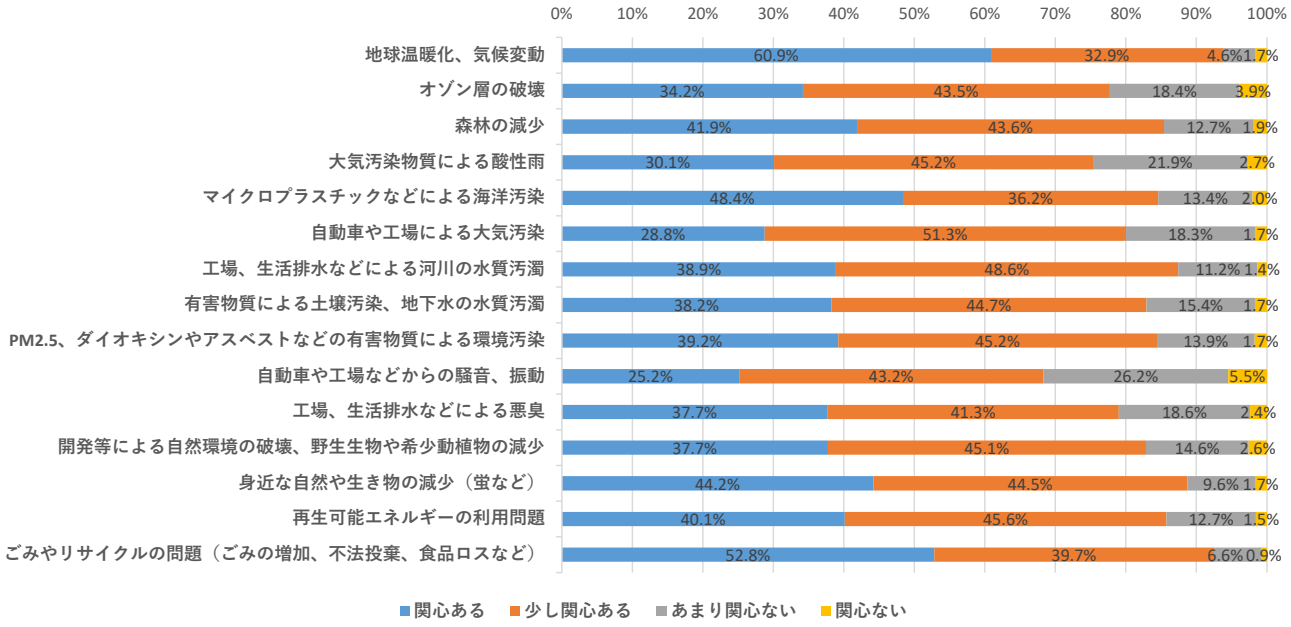

環境問題への関心度

3. 三木町の環境問題

三木町として、問題のある環境問題について、「問題がある」、「少し問題がある」と回答した項目は、「ごみやリサイクルの問題（ごみの増加、不法投棄、食品ロスなど）」が一番多く67.5%、次いで「身近な自然や生き物の減少（蛍など）」が64%、「再生可能エネルギーの問題」が53.4%でした。また、その他意見の中で、野焼きによる煙や悪臭、空気汚染などの意見もありました。その反面、「あまり問題ない」、「問題はない」と回答した項目は、「自動車や工場などからの騒音・振動」が63.9%、「有害物質による土壌汚染、地下水の水質汚濁」が59.2%、「工場、生活排水などによる悪臭」が56.9%と公害問題については問題意識が少ないと感じています。

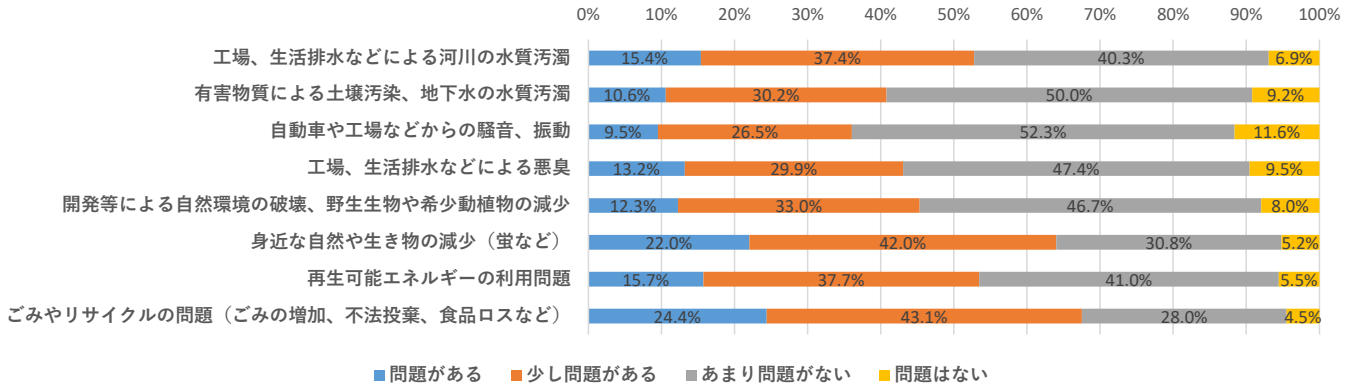

三木町としての問題のある項目

4. 地域の環境における満足度

地域の環境問題について、町民が満足している項目は、「満足」、「やや満足」と回答した方で一番多いのが、「日当たりの良さ」が95%、次いで「森林としての緑」が87.5%、「空気のきれいさ」が84.4%でした。

その反面、「やや不満」、「不満」と回答した方で一番多いのが、「公園などの憩いの場」、「省エネ・再生可能エネルギー利用のまち」で同率の51.1%、次いで「川や池のきれいさ」が49.7%でした。

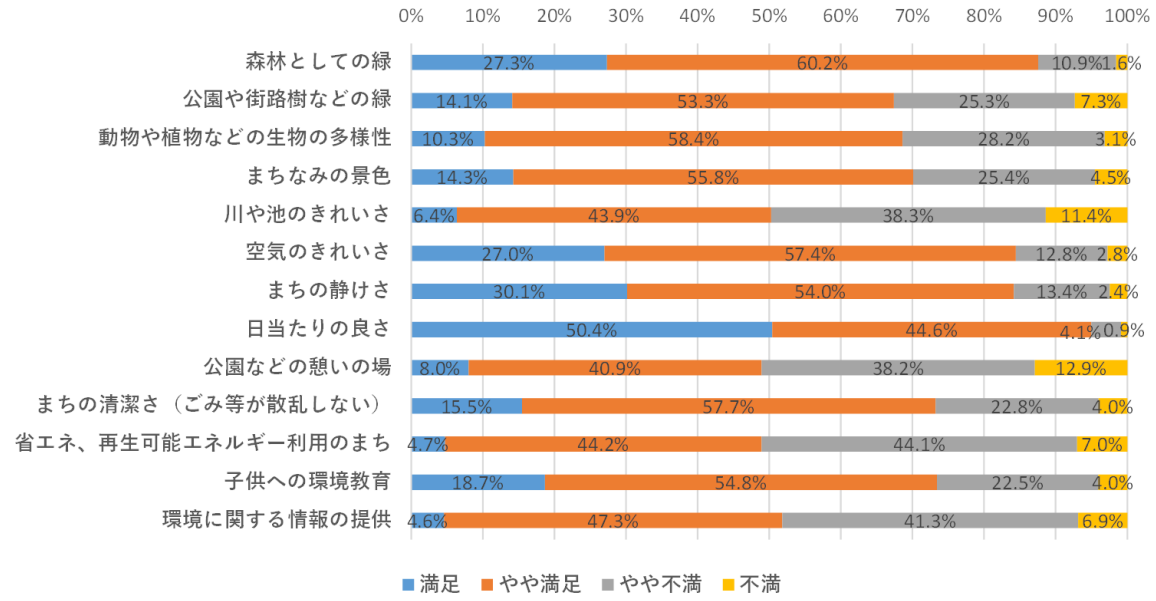

地域における満足度

5. 環境保全のための取組状況

日頃、生活の中で環境保全のために取り組んでいる項目は、「取組済」と回答した方で一番多いのが、「買い物にはエコバッグを持参している」が89.7%、次いで「不必要な電気を消すなど節電を心がけている」が88.1%、「水道をこまめに止めるなど節水を心がけている」が88%と意識が高いことが把握できます。

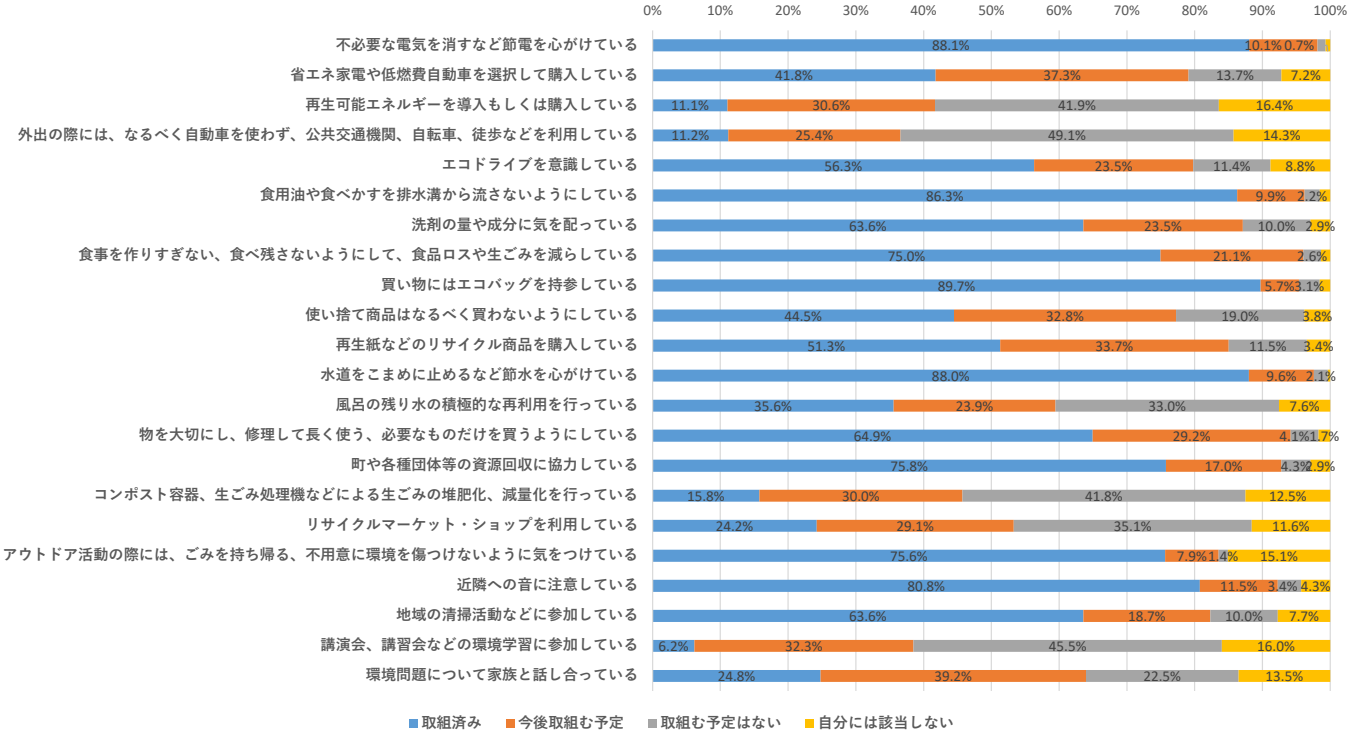

環境保全のための取組状況

6. 三木町が優先して実施すべき取組

三木町が優先して実施していく必要があると考える環境保全の取組は、以下のとおり、上位10位までの順位づけを行いました。

優先して実施すべき環境保全項目

順位	取組項目
1	空き家、空き地の環境保全対策
2	河川等水辺環境の保全と活用
3	ポイ捨て防止、犬のフン対策など環境美化の推進
4	公園の設置、緑化
5	森林や里山の保全と活用
6	生活排水などによる水質汚濁の防止
7	騒音や振動、悪臭の防止
8	家庭ごみの野焼き対策
9	不法投棄の防止
10	公共交通機関や自転車、徒歩などの利用促進

③ 事業者の意識調査結果

1.属性

回答していただいた事業者の業種別の割合は、「建設・工事・工業・製造業」が51.7%、「卸売業・小売業」が13.3%、「サービス業」が10.0%でした。また、事業所における従業員数は、「11～50人」が42.1%、「1～5人」が29.8%、「6～10人」が26.3%でした。

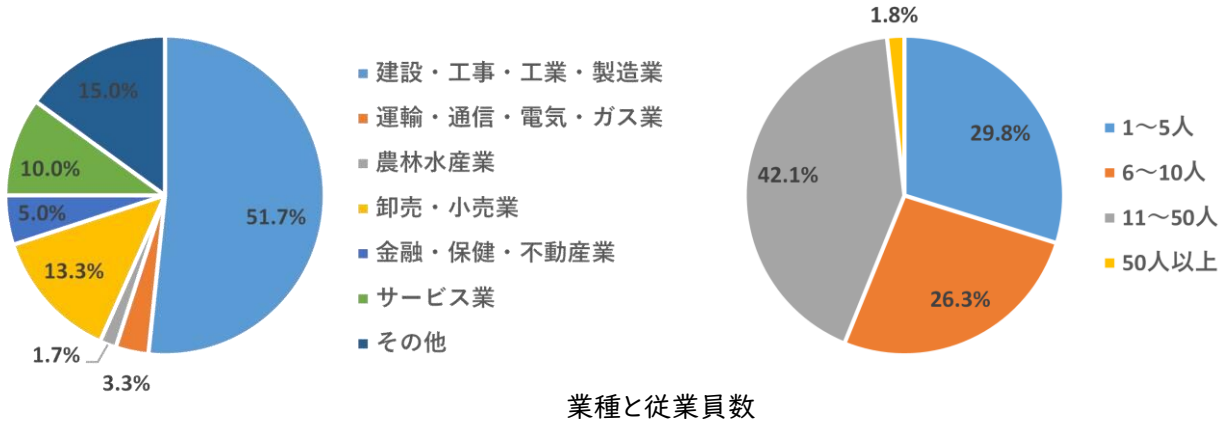

業種と従業員数

2.取り組むべき環境問題

事業所が取り組むべき環境問題として、「取り組むべきである」、「できれば取り組むべきである」と回答した項目の中で一番多い「再生可能エネルギーの利用問題」が96.4%、次いで「ごみやリサイクルの問題（ごみの増加、不法投棄、食品ロスなど）」が95.0%、「工場、生活排水などのよる河川の水質汚濁」が93.0%、「有害物質による土壌汚染、地下水の水質汚濁」が89.3%、「地球温暖化・気候変動」が88.0%と地球温暖化問題や公害問題について取り組むべき項目として挙げられます。

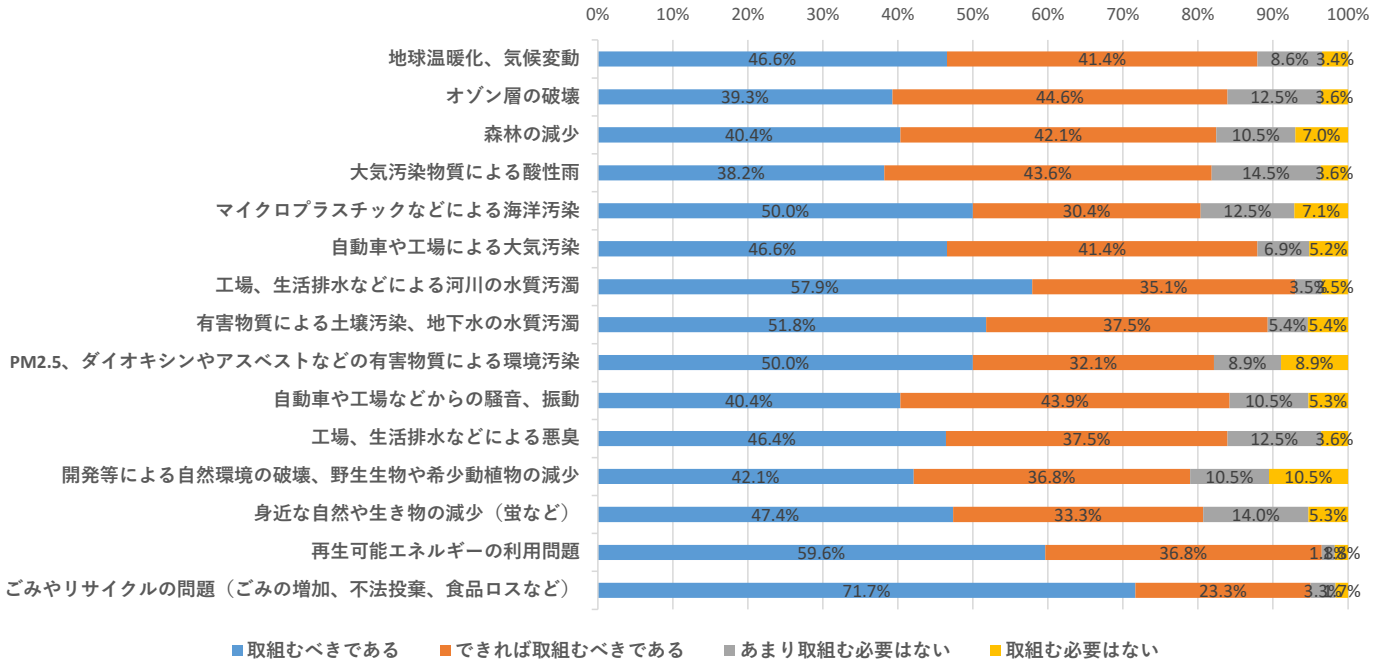

事業所として取り組むべき環境問題

3. 環境保全のための取組状況

事業者の環境保全に関する取組として、「取組済」と回答した中で一番多いのが、「不必要な電気を消すなど節電を心がけている」が100%と全事業者で取組が進んでいます。次いで「クールビス・ウォームビズを実施している」が83.9%、「LED照明への切替えを実施している」が78.0%でした。

「取り組む予定がない」と回答した事業者で、「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を導入」が73.2%、「従業員へ通勤時の公共交通機関、自転車、徒歩などの利用を推進」が70.2%、「ISO14001の取得」が67.3%となっており、課題として挙げられます。

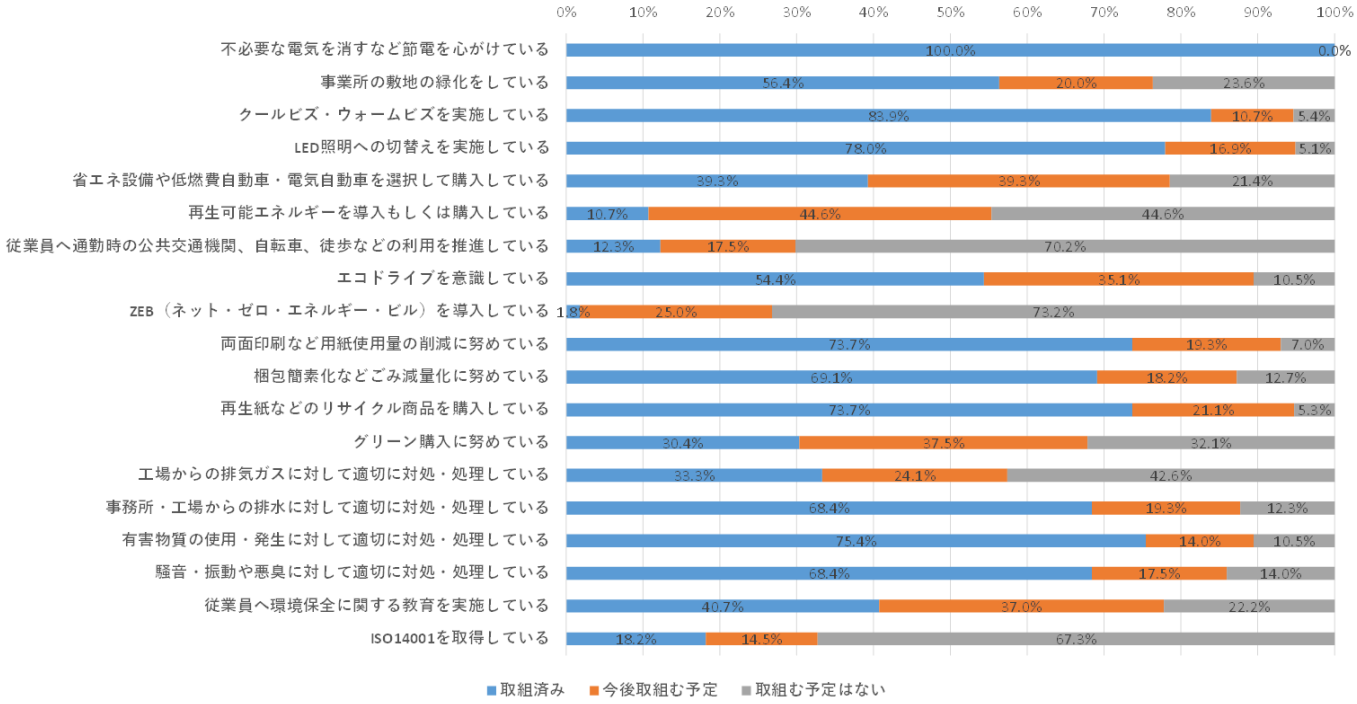

環境保全に関する取組状況

また、地域社会の一員として、地域環境のために取り組んでいることとして、「事業所周辺の清掃活動」が75%と一番多く、次いで「プラスチックごみなどの回収・リサイクル」が60.0%でした。その地域環境活動に取り組むことで得られた効果については、「従業員の環境意識の向上」が66.1%、次いで「企業イメージの向上」、「コスト削減」が同率の35.7%でした。

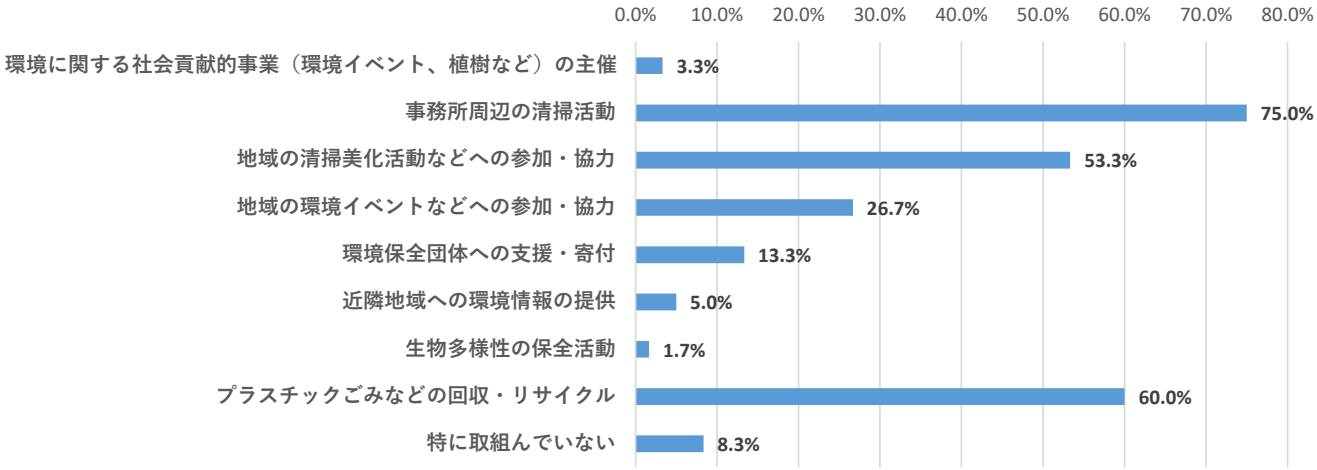

地域環境のために取り組んでいること

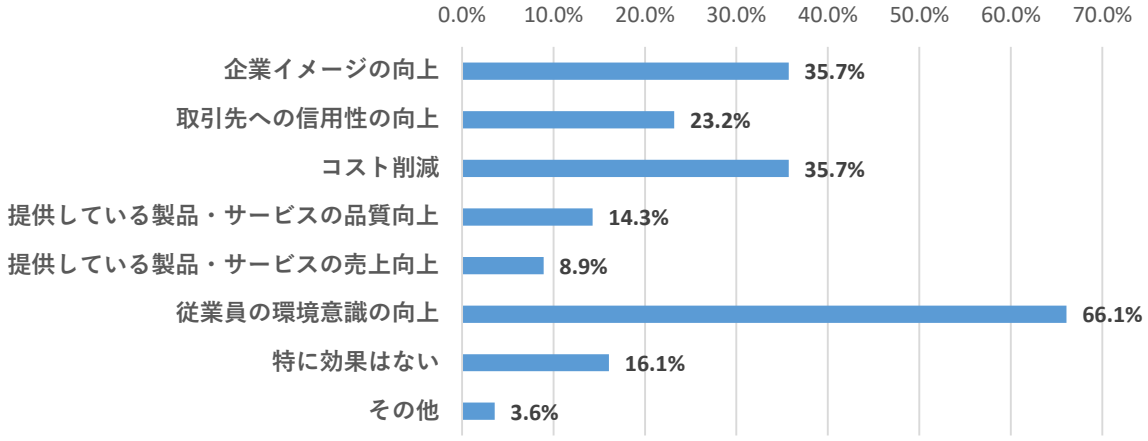

地域の環境活動により得られた効果

4. 環境活動の取組課題

環境活動に取り組むにあたり、課題となることは、「人材不足」が40.7%、「情報不足」が35.6%、「ノウハウ不足、技術的な困難」が30.5%でした。その反面、「特に課題はない」と回答した事業者も23.7%でした。

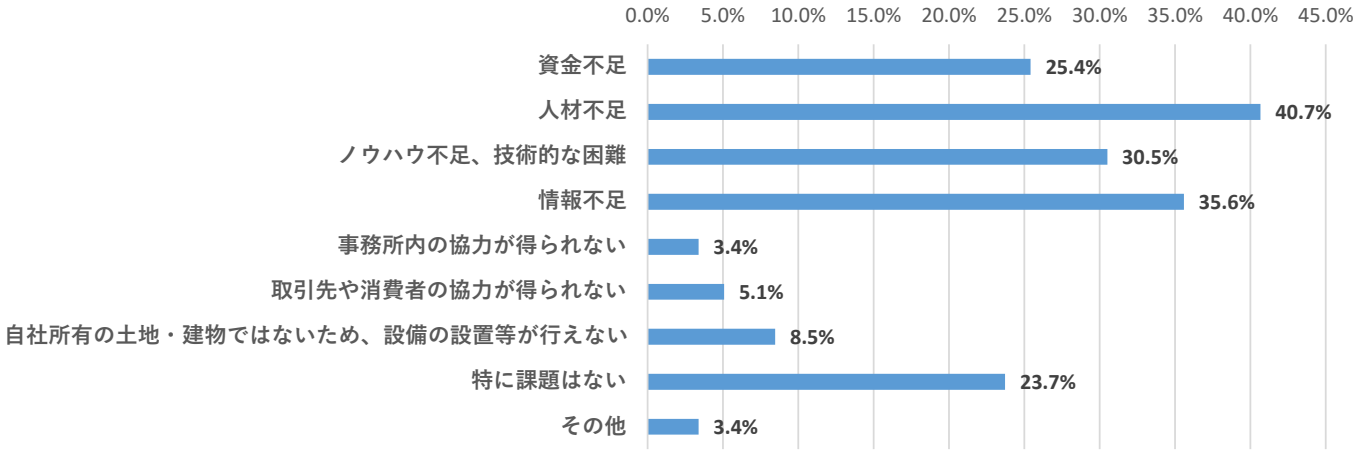

環境活動の取組課題

5. 行政に望むこと

環境活動に取り組むにあたり、三木町を含む行政に望むことは、「環境配慮設備の補助金などの財政的支援」が40.7%、「環境に関する情報提供（広報紙やホームページ）」が39.0%、「住民・団体・事業者・行政の連携や協力による環境活動の推進の場の整備」、「事業所が行うべき環境配慮指針（ガイドライン）の作成」が同率の23.7%でした。

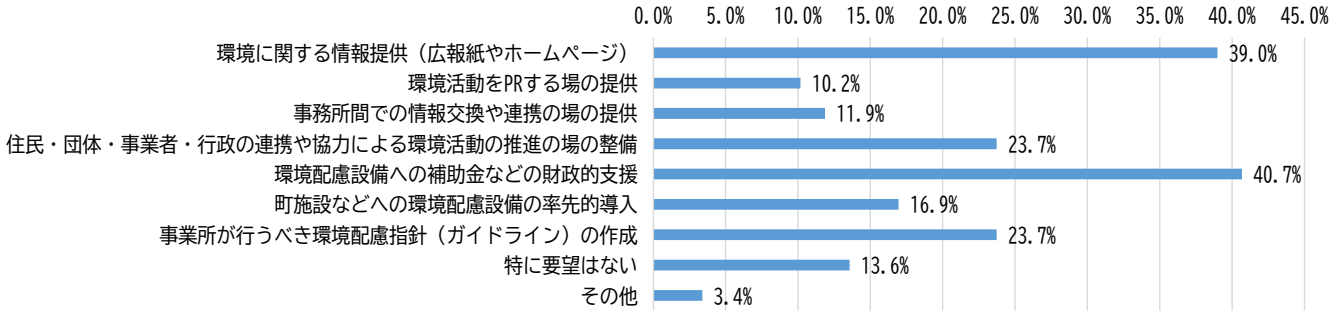

環境活動に取り組むにあたり行政に望むこと

第３章 計画の理念・基本目標

第１節 目指すべき環境像と基本目標

「三木町環境基本条例」第3条（基本理念）では、「環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、その恵沢を町民が享受することができるように適切に行い、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない（要約）。」としています。

これらを実現するためには、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動を見直し、継続して実行していくことが求められます。

町の豊かな自然を保全し多くの生態系からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、目指すべき環境像を以下のように定め、これを実現するために5つの分野別基本目標のもと、まちづくりを進めていきます。

めぐみ豊かな環境を未来へ引き継ぐ持続可能なまち　みきの力

分野と基本目標

各分野に横断する基盤整備・地域づくり

環境と調和した地域づくりの推進

地球環境分野

みんなで実現するカーボンゼロのまちづくり

資源循環分野

ごみを減らし、資源を大切にするまちづくり

自然環境分野

自然との共生を目指したまちづくり

生活環境分野

安全で安心して暮らせる生活環境

目指すべき環境像と分野別基本目標

第２節 基本目標

① 【各分野に横断する基盤整備・地域づくり】
環境と調和した地域づくりの推進

環境保全への取組は、町民や事業者の理解や協力を得ることによって、効果的に進めることができます。そのため、町の様々な環境の現状について情報発信や環境に関する学習機会を作り、町民や事業者の関心を高めていくことが大切です。また、環境保全を効果的に実施するための連携強化や関係者の間でネットワークの構築を進め、町、町民及び事業者による協働でよりよい環境づくりを目指します。

まちの将来
（イメージ）

- 町、町民及び事業者が町の抱えている環境問題を把握し、産、官、学が一体となって環境問題に取り組んでいます。
- 環境に関する情報提供の場が増え、情報収集や活用が容易にできるようになっています。
- 子どもから大人まで、環境教育・環境学習の機会が増え、環境保全の取組が生活の一部として定着しています。
- 町民や事業者が積極的に環境保全活動に参加し、環境を改善する行動にみんなが自主的に取り組んでいます。

② 【地球環境分野】
みんなで実現するカーボンゼロのまちづくり

本町の脱炭素の実現には、まず省エネ行動や家電・事務機器、産業機械などの省エネ化などを徹底し、エネルギー消費量を減らすことが必要です。

特に、本町においては、県の部門別・分野別温室効果ガス排出構成比と比較すると、運輸部門及び家庭部門から排出される温室効果ガスの排出割合が高いことから、事業者と町民がそれぞれの取組を行い、省エネを加速させていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電のポテンシャルが高く、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの約9割を占めており、ポテンシャルの高い太陽光発電を中心に積極的に導入する取組を検討していくことが必要です。

まちの将来
（イメージ）

- 町民・事業者・行政等が一体となった脱炭素に係る取組に対する意識が共有化・浸透しており、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- 多くの住宅や建物に太陽光発電設備や省エネルギー設備等が設置され、ZEH・ZEB 化が進んでいます。
- 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）など次世代型の自動車が普及し、電気自動車のコミュニティバスが走行し、効率的な公共交通が構築されています。

- エネルギーの地産地消により、町外に流出していたエネルギー代金の一部が町内でまかなえることによって、地域経済が活性化しています。

ZEH、ZEBとは？

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、エネルギー収支をゼロ以下にする家（ビル）という意味で、建物で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家（ビル）ということです。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）（通称：省エネ法）が2022年6月に改正され、住宅・建築物に対する省エネ基準適合の拡大等が定められ、国は、2030年に目指すべき住宅・建築物の姿として、新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保する目標を示しました。

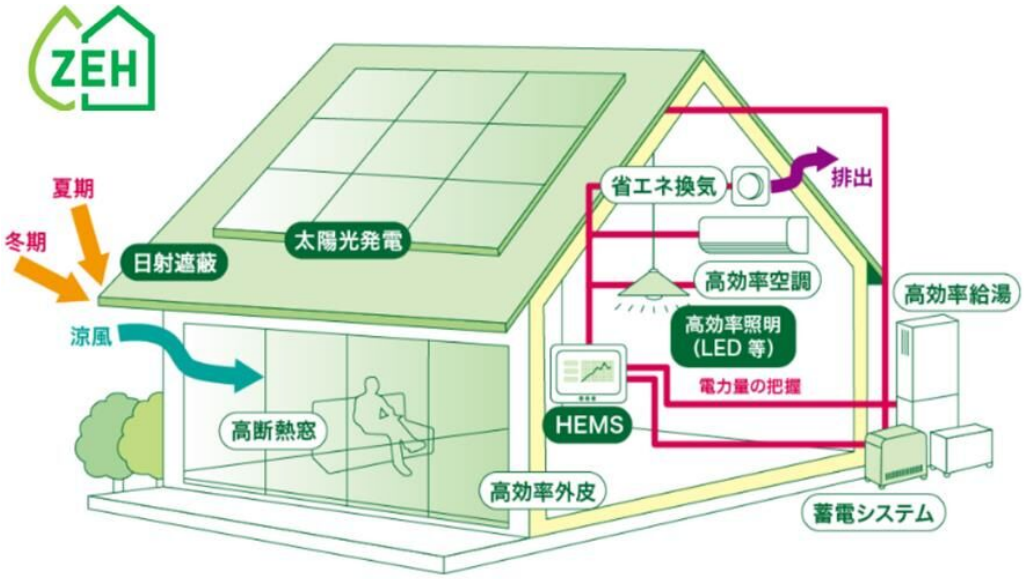

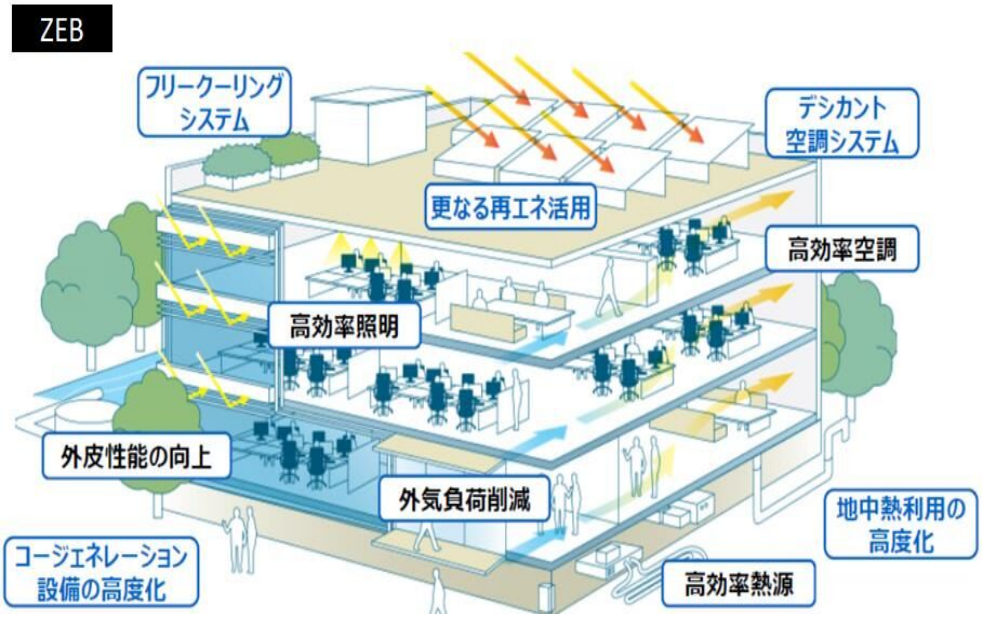

ZEH（上）とZEB（下）（出典：資源エネルギー庁資料）

③ 【資源循環分野】
ごみを減らし、資源を大切にするまちづくり

製品の生産の際には、直接的な材料だけでなく、流通・廃棄される過程において燃料などのエネルギーが消費され、多くの二酸化炭素を排出します。製品などを長期に使用することが、エネルギーの効率的な利用につながります。

近年では、小さなプラスチックやポイ捨てされたごみが河川を通じて海へ流入することによる海洋プラスチック問題、廃プラスチックや食品ロス問題への対策が急務となっています。そのため、3R 活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、町、町民及び事業者が連携・協働し、循環型社会の実現に向け、資源を有効に生かすまちづくりを目指します。

2020年度の本町の一人1日当たりの生活系ごみ排出量（619g/人日）は、県の排出量（586g/人日）よりも上回っており、近年は上回っている状態が続いています。

本町においては、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先とし、資源の有効利用（リユース・リサイクル）を強化していきます。

まちの将来（イメージ）

- 町民・事業者・行政等が一体となり、3R の取組が定着しています。
- おしゃれなマイバッグやマイボトルを持参し、買い物やレジャーへ出かけています。
- 環境にやさしい製品を購入し、ごみの発生が少なくなっています。
- フードバンクやフードドライブに積極的に参加し、あまった食材・食品等を利用しています。
- プラスチックの使用を控え、プラスチックに替わるバイオマスプラスチックや生分解性プラスチックを使用しています。

３Rとは？

3R（スリーアール）は、①発生抑制（リデュース(Reduce)；減らす）、②再使用（リユース(Reuse)；繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル(Recycle)；再資源化する）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワードです。

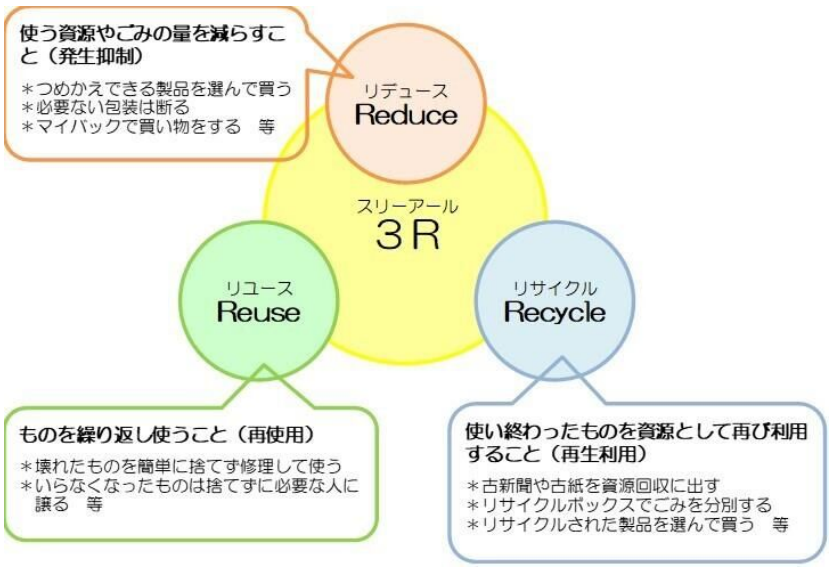

3R（発生抑制、再使用、再生利用）

フードバンク、フードドライブとは？

フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

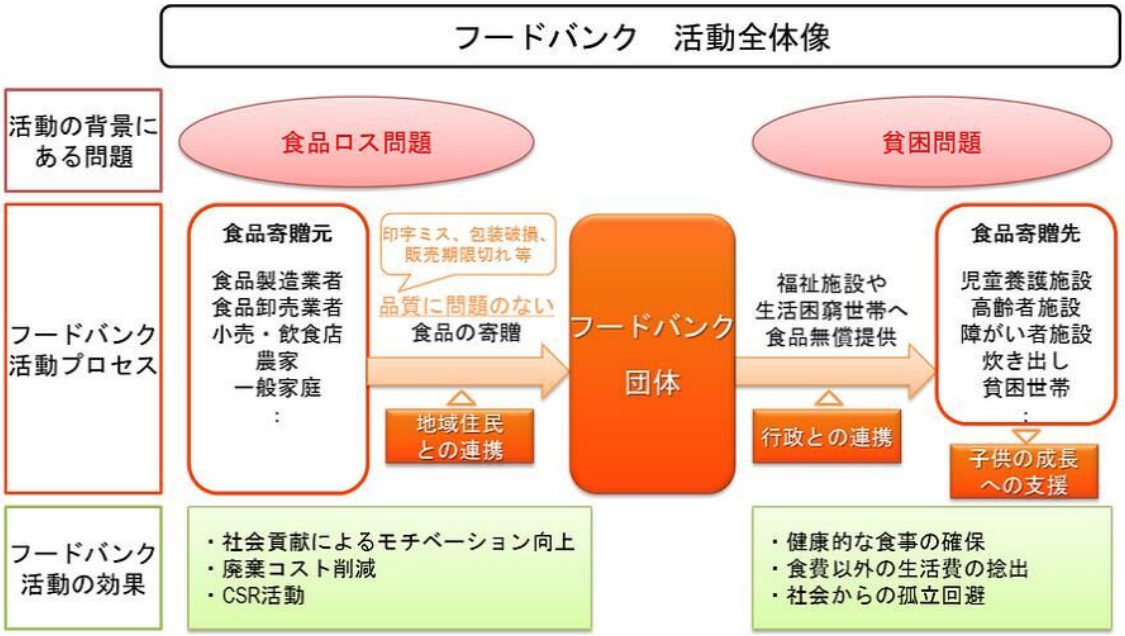

フードバンク活動全体像（出典：全国フードバンク推進協議会　資料）

バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックとは？

バイオプラスチックとは、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称です。

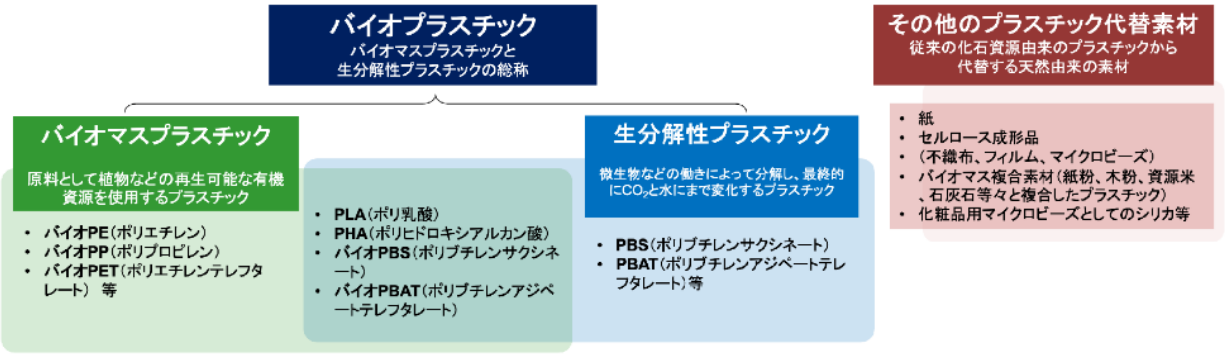

バイオマスプラスチックとは？（出典：環境省プラスチック資源循環WEBサイト）

④ 【自然環境分野】
自然との共生を目指したまちづくり

町には、立石山、白山など緑豊かな自然や新川や吉田川等の河川など数多くの水辺環境が存在しています。これら豊かな自然環境は生き物にとって貴重な生息空間をもたらしています。さらに豊かな自然とのふれあいにより、人々が心豊かとなることも期待されます。

近年では、外来生物による生態系に悪影響を及ぼす問題が発生しています。緑豊かな自然や生き物の環境を適切に守っていくことが必要なため、在来生物の適切な保護と外来生物への適切な対策を行い、自然が守られるまちづくりを目指します。

また、森林は、二酸化炭素を吸収する機能があるほか、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多くの多面的機能を有しています。町域全体の約49%を山林が占めており、森林の保全、適正管理を着実に実践していくとともに、地場産木材や間伐材等の利用の促進を図ります。

まちの将来（イメージ）

- 町民や事業者は、敷地内の緑化や緑のカーテン等を行い、まちなかの緑に癒されています。
- 森林・緑地や公園が人と自然とのふれあいを楽しめる、環境教育・環境学習の場になっています。
- 在来種の生態系が守られ、外来種の拡大や農畜産業などへの野生鳥獣による被害がなくなっています。
- 町内に生息する動植物が把握されています。
- 森林は健全な状態に保全・管理され、木材や間伐材が利用されています。
- 森林の保全や機能の見直しにより、豪雨時の土砂災害などによる自然災害被害が減っています。
- 適切な森林整備により、豪雨時に地中での保水力を維持することで河川への急激な流出が緩和されています。
- 公共施設等へは、地場産木材を活用した木質化が図られています。

緑のカーテンとは？

緑のカーテンは、アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」です。夏の暑い日に、木陰に入って、その涼しさにほっと一息ついた経験がどなたにもあると思います。緑のカーテンは、植物の力を利用して、建物などの温度の上昇を抑えることができます。

高齢者複合施設ヌーベル三木では、ゴーヤの栽培に取り組み、西日の強い2階西側の窓辺に緑のカーテンを茂らせることで夏の強い日差しを遮り、室内の温度上昇を和らげる工夫をしてきました。栽培にあたっては土づくりから肥料の工夫、朝一番のたっぷりの水やりを毎日続け、青々と茂った葉や出来上がったゴーヤの実を見ながら、利用者の皆様との会話も自然と笑顔になりました。2019年度には、最優秀賞（香川県知事賞）受賞し、地球温暖化対策に貢献できるよう努めています。

県産木材を活用した建物とは？

町は、2012年1月に「三木町公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」を定め、町が整備する公共建築物等における県産木材の利用を促進しています。

町の公共建築物における県産木材の利用事例としては、「三木町立三木中学校体育館（屋内運動場）」において木材利用量38.7㎥のうち、県産木材6.3㎥を利用しています。

町が整備した公共建築物の県産木材の利用例（三木町立三木中学校体育館）

⑤ 【生活環境分野】 安全で安心して暮らせる生活環境

私たちが生活する上で、大気や周辺の騒音・振動などの生活空間の環境を良好なものに保ち、健康的に過ごすことができる環境を維持することは重要なことです。町の自然環境を適正に維持し、管理することで、心休まる周辺環境を保全するまちづくりを進めます。

今日では様々な事業活動において多くの化学物質等が利用されています。これら化学物質等の低減とともに、住み続けられるまちづくりのために、土壌や地下水、公共用水域、大気などへの汚染の監視・管理を適切に行っていきます。

台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生に対し自身を守るためには、一人ひとりが備えることが重要になります。また、情報を発信し、周知徹底を図っていきます。

まちの将来（イメージ）

- 公害などの発生がなく化学物質も適切に管理され、安心・安全に過ごせるようになっています。
- 違法なごみの野外焼却による煙がなくなり、工場からの煙や騒音、自動車の騒音や排気ガスを低減し、きれいな空気や静かな環境になっています。
- 下水道や合併処理浄化槽などが全ての世帯に普及し、水のきれいな川になっています。
- 不法投棄やポイ捨てのないまちになっています。
- ハザードマップの周知により、一人ひとりが災害時に危険な場所・避難するルート・避難する場所を把握し、災害発生時に役立てることができるようになっています。

第４章 基本目標実現のための取組施策

第１節 施策体系

目指すべき環境像、基本目標実現のための取組施策（基本施策）は、以下のように位置づけられます。

本計画の施策体系

目指すべき環境像	基本目標	基本施策
めぐみ豊かな環境を未来へ引き継ぐ持続可能なまち みきの力	【各分野に横断する基盤整備・地域づくり】 1. 環境と調和した地域づくりの推進 	・環境教育・環境学習の推進体制の構築 ・環境学習機会の創出・場所の提供 ・情報提供による普及啓発
	【地球環境分野】 2. みんなで実現するカーボンゼロのまちづくり 	・脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの浸透 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・脱炭素をめざした三木町らしい施策の推進
	【資源循環分野】 3. ごみを減らし、資源を大切にするまちづくり 	・3R の強化 ・食品ロス対策の推進 ・プラスチックごみ対策の推進 ・効率的な収集運搬の推進 ・適正な中間処理の推進
	【自然環境分野】 4. 自然との共生を目指したまちづくり 	・緑地の保全と整備・活用の推進 ・自然環境の保全の推進、鳥獣被害対策及び動物保護の推進 ・森林・里山の保全と適正管理
	【生活環境分野】 5. 安全で安心して暮らせる生活環境 	・水質汚濁防止の推進 ・大気汚染や騒音振動等の発生対策の推進 ・まちの景観の保全と調和の推進、ごみのポイ捨て・ペット対策の推進

第２節 基本施策と具体的な取組施策

基本目標１．環境と調和した地域づくりの推進

環境問題を解決するためには、町、町民及び事業者が自らの役割を認識し、相互のネットワークを構築することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベントなどでの啓発が必要です。

また、町民が豊かな環境の恩恵を受けるとともに、将来にわたり継承できるよう指導できる人材の確保と資質の向上を図り、若い世代に対する意識醸成、環境教育に重点的に取り組むことが重要となります。

そのためには、「広報みき」、町のウェブサイトなどを活用して環境情報の発信を継続し、町民全体の環境に関する意識をさらに高め、環境保全への行動変容を促すため、様々なメディアを通じ、町民や事業者のニーズに合った環境情報の充実を図っていきます。

そして、本計画の取組状況をまとめた環境報告書を作成するほか、本計画概要版の活用、「環境保全に関するガイドライン」の策定とその活用、「広報みき」への掲載などを実施し、周知啓発を図っていきます。

基本施策	具体的な取組施策 ●：町主体　◎：国・県等と連携
環境教育・環境学習の推進体制の構築	●環境教育・環境学習の体制を構築し、強化していきます。 ●社会科見学や出前講座などで環境教育・環境学習を行います。 ◎学校や教育機関、事業所などと協働・連携による環境教育・環境学習を行います。 ◎ESD を実践できるよう地域や学校、事業所との連携を図ります。
環境学習機会の創出・場所の提供	●地球温暖化や再生可能エネルギー、リサイクルなどの環境に関する意識啓発のための各種出前講座や見学事業、イベントの開催などを実施し、環境について学ぶ機会を設けます。 ●学校や家庭での省エネルギーや省資源の推進の呼びかけ、環境問題への意識の高揚を図ります。 ●環境に関する展示コーナーや町のイベントなど、環境学習の場の提供について検討します。
情報提供による普及啓発	●本計画の進捗状況をまとめた環境報告書を作成・公表するほか、本計画概要版の活用、「広報みき」への掲載など、本計画の周知啓発を行います。 ●町が入手した環境に関する情報を積極的に発信するとともに環境教育に活用します。 ●町民・事業者に対し気候変動に適応した行動を促していくため、町の広報誌（広報みき）やパンフレット等の配布を通じて、身近にできる行動などの情報提供を行います。 ●町民や事業者に対し「環境保全に関するガイドライン」を策定し、啓発を行います。 ◎町民や事業者、環境保全団体などによる環境保全活動を支援します。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
	◎イベント実施時には、公共交通機関の利用、再利用できる製品の使用、カーボンオフセットの活用など、できるだけ環境への負荷の少ない方法を検討・実施します。

町民、事業者のできること
◆自然観察会、出前講座など環境学習会やイベントに参加します。 ◆学校における環境教育に協力し、子どもが学んだことを家庭で実践します。 ◆町や民間団体と協力し、環境に関連する相互の交流や情報交換に努めます。 ◆町の提供する環境情報に関心を持ち、活用します。 ◆環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるように努めます。 ◆本計画の進捗状況をまとめた環境報告書を確認し、必要に応じて意見や提案を行います。 ◆「環境保全に関するガイドライン」を確認し、環境活動に取り組みます。

【環境指標（数値目標）】

指標	単位	現状	2030 年度目標
環境学習会・イベントの実施	回	年 1 回	年 4 回
「広報みき」等による環境に関する情報発信	回	年 4 回以上	年 6 回以上
町民や事業者に向けた「環境保全に関するガイドライン」の策定	―	なし	策定

基本目標2.　みんなで実現するカーボンゼロのまちづくり

本町は、2022年3月に2050年までに町域の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、ゼロカーボンシティ実現に向けて本町、事業者、町民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組むために、再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を明らかにし、目標達成の具体的なビジョンを策定することを目的として、2023年2月に「三木町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

「三木町地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比64.1%削減することを目標としています。ここでは、その計画に掲載されている取組施策について整理しました。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの浸透	●三木町地球温暖化対策実行計画推進委員会を中心として、本計画の総合的な推進や庁内各課における地球温暖化対策の連絡及び調整等を図ります。 ●町民や事業所などの省エネ行動の徹底を図るため、国民運動である「デコ活」等の啓発を強化し、省エネ行動等の徹底を図ります。 ●グリーン購入を推進します。 ●本計画に基づき、町職員等の省エネ行動の徹底を図ります。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
	●公共施設については、本計画等と整合を図りながら、更新・改修等を計画的に進め、その際に施設の省エネ化や ZEB 化等を進めます。 ◎住宅・事業所などの既存建物等の省エネルギー化を促進するため、建物の省エネルギー診断・改修等の支援について検討を行います。 ◎新築される住宅・事業所などについては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を促進していくため、支援について検討を行います。 ◎電気自動車、水素自動車等の次世代自動車の試乗会等の開催や購入への支援を実施し、その普及を促進します。 ◎今後、技術革新が予想される産業部門に係る新技術等については、事業者への情報提供や講習会の開催等により、その技術を啓発します。
再生可能エネルギーの導入促進	●太陽光発電と蓄電池をセットで導入し、災害時においても自立的にエネルギーが確保できるまちづくりを推進します。 ●公共施設については、建物や未利用地などへ本計画と整合を図りながら、積極的に太陽光発電と蓄電池の導入を進めます。導入にあたっては、国の支援制度や第三者所有（PPA）モデルの活用など費用対効果のよい手法を検討し、導入を加速化していきます。また、町所有のため池について、太陽光発電設備の導入を推進します。 ●本町の健全で豊かな森を守り育て、持続可能な森林経営を目指し、木質バイオマスを利用する小型の木質ストーブの導入を促進します。 ●公用車の更新のタイミングにおいては、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の導入を率先して進めるとともに、町民や事業者への啓発活動にも活用していきます。また、EV 等の将来的な普及状況を見据えつつ、公共施設への充電スタンドの設置等の検討を進めていきます。 ◎本町においてポテンシャルの高い太陽光発電については、建物等への導入を優先的に支援します。
脱炭素をめざした三木町らしい施策の推進	●コミュニティバス及び山南地区で運行しているデマンド型バスについて、電気自動車の導入を検討し、効率的な公共交通システムの運用をさらに進めます。 ●三木町らしい独自の環境保全施策を検討します。 ◎脱炭素を目指した地域間連携の電力供給を通じた交流事業を実施します。 ◎水素ステーションの設置など、次世代自動車の利用環境の整備を進めます。 ◎カーシェアリングの有用性などの啓発を進め、ライフスタイルにあった賢い選択へと誘導していきます。

「デコ活」とは？

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動を展開中です。「デコ活」とは、「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の国民運動の愛称として、2023年7月に決定しました。

二酸化炭素(CO_2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししていく「デコ活」です。

環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」国民運動 WEBサイトより

町民のできること
◆国民運動である「デコ活」を実践し、日常生活における省エネ行動を徹底します。 ◆行政等が開催する脱炭素に係る講習会やイベント等に積極的に参加し、脱炭素に向けた取組や地球温暖化などについて学習します。 ◆省エネルギー性能の高い家電や照明機器への買換えに努めます。 ◆新築時には住宅の ZEH 化、改修時には省エネルギー診断などを行い、断熱性能の向上やエネルギーの見える化などによる省エネルギー化に努めます。 ◆電気自動車など、二酸化炭素の排出量の少ない自動車への買換えに努めます。 ◆住宅への再生可能エネルギー（太陽光発電、地中熱ヒートポンプ等）や蓄電池の導入を検討します。 ◆再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。 ◆木質バイオマスストーブの利用を検討します。 ◆公共交通やカーシェアリングの利用、自転車の利用の機会を増やすなど、自家用車の利用を控えます。

事業者のできること
◆事業所における省エネ行動の徹底、省エネ設備・機器、電気自動車、再生可能エネルギーの導入など、事業活動における計画的な温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ◆ISO14001 の認証取得や、中小企業向けの環境マネジメントシステムの導入等により事業活動における環境負荷の低減に努めます。 ◆国民運動である「デコ活」宣言を検討し、日々のデコ活に取り組みます。 ◆社内研修等の実施や行政が実施する講習会等へ参加します。 ◆行政等から発信される情報を収集し、事業活動への反映等を検討します。 ◆災害発生時の被害発生防止策や対応策をあらかじめ定めるなど、気候変動への適応を進め、災害発生時においても事業継続に努めます。 ◆行政や地域等が行うイベント等に積極的に参加・協力するとともに、環境に関わる情報発信に努めます。 ◆工場・事業所への再生可能エネルギー（太陽光発電、地中熱ヒートポンプ等）や蓄電池の導入を検討します。 ◆再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。 ◆木質バイオマスや地中熱などの未利用エネルギーの導入を検討します。 ◆従業員に対する公共交通やパークアンドライドの利用、近距離移動における自転車の利用を進め、社用車の利用を控えます。

【環境指標（数値目標）】

指標	単位	現状	2030 年度目標
町全域の温室効果ガス排出量（年 1 回算定）	千 t-CO_2	183 （2020 年度）	85
町役場の事務事業における温室効果ガス排出量（年 1 回算定）	t-CO_2	1,784.5 （2021 年度）	1,148.4
公共交通利用者数（コミュニティバス等）	人	20,459 （2019 年度）	21,000 （2025 年度）

基本目標3. ごみを減らし、資源を大切にするまちづくり

本町は、「三木町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみや容器包装廃棄物など発生抑制に取り組んでいます。

普段、家庭から出るごみの量のおよそ3割は生ごみと言われ、その8割は水分と言われています。

しっかりと水分を切ることで、ごみの腐敗や悪臭を防ぐだけでなく、重量も減らすことができ、ごみ出しがずいぶんと楽になります。また、家庭から出た生ごみを減らす主な方法に、生ごみ処理機やコンポスト容器を用いたごみの堆肥化があります。本町では、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費に対して補助制度を設けて取り組んでいます（2024年3月現在）。

また、ソファーや冷蔵庫・洗濯機といった大型製品から、昔集めたコレクションや最近使用していない趣味嗜好品まで幅広い品物が手間なく売却できるリユース（再利用）の推進を行っています。

本町においては、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先とし、資源の有効利用（リユース・リサイクル）を強化していきますが、海洋汚染の1つの要因ともなっている「プラスチックごみ」や、大量廃棄が問題視されている「食品ロス」など、近年、取り上げられている環境問題への対策も推進していきます。

三木町のリユースの推進とは？

ソファーや冷蔵庫・洗濯機といった大型製品から、昔集めたコレクションや最近使用していない趣味嗜好品まで幅広い品物が買い取りの対象に、複数のショップの買取り価格を比較し、手間なく売却ができるサービスです。

町では、これまで家庭から排出される廃棄物、中でも粗大ごみを保管する場所の確保に悩まされていました。排出されたごみの中には、まだ使用することのできる椅子や机、スポーツ用品などが多くあり、町がリユース促進に取り組めば、不要品が捨てずにリユースされ、その結果、廃棄物の減量化につながります。こうした背景から、町では新たなリユース施策導入を模索していました。他方、「おいくら」事業の運営会社である株式会社マーケットエンタープライズは、リユース事業を中心に事業展開しており、「持続可能な社会を実現する最適化商社」をビジョンに掲げ、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」への参画や、「楽器寄附ふるさと納税」実行委員会の一員として活動を続けるなど、官民の垣根を超えたSDGsへの取組に注力していました。そうした中で、三木町から株式会社マーケットエンタープライズへ働きかけ、「リユース活動促進による循環型社会の形成を目指したい」という互いのニーズが合致したため、「おいくら」を用いた今回の取組が実現しました。

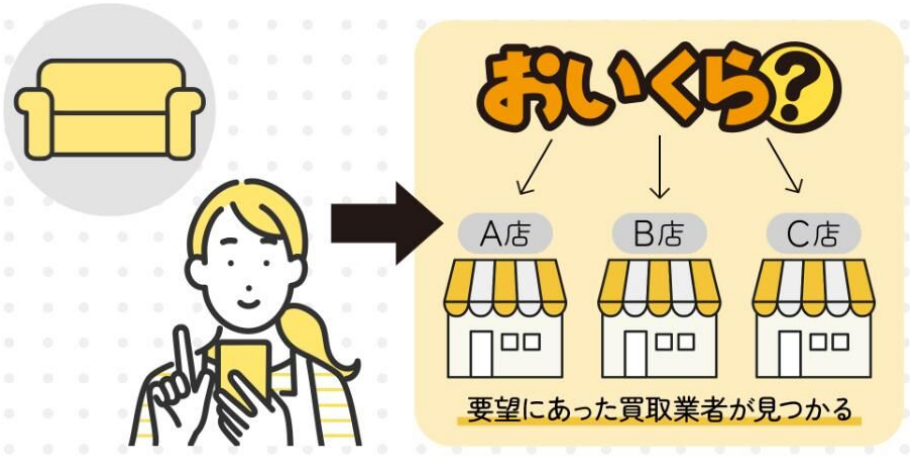

三木町ウェブサイトより

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
3R の強化	●町の広報誌（広報みき）・ウェブサイト等による情報提供、講習会・イベント等を通した町民や事業者等への3R の啓発を進め、その取組を強化します。 ●町民・事業者の自主的な取組に対する支援等を行います。 ●資源ごみ回収ボックスや各家庭での生ごみ処理機の購入など、ごみの減量化・資源化に貢献する活動を支援します。 ●事業系ごみ削減のため、多量排出者への指導体制の強化を図ります。 ●スーパーでの店頭回収など、再資源化を支援します。 ●小型家電の回収・資源化を図ります。 ●必要に応じて、ごみ分別の資源品目の見直しを検討します。 ●環境負荷の少ない製品の普及・啓発を行います。 ◎フリーマーケット、バザーやシェアリング、サブスクリプションなどを利用し、不要になったものの再利用や、将来捨てることになるものを増やさない意識の高揚を図ります。
食品ロス対策の推進	●国が実施している食品ロス削減月間（10 月）等とあわせたイベントの開催など、町民や事業者に対する効果的な啓発を進めます。 ◎フードバンク、フードドライブ活動、30・10 運動、「てまえどり」などの食品ロスに関する取組について啓発します。
プラスチックごみ対策の推進	●現在のプラスチックに替わるバイオプラスチックなどの情報提供を行います。 ●ワンウェイプラスチックの使用をなるべく減らし、マイボトルやマイバッグなど繰り返し使える製品の普及に努めます。 ◎県で取り組んでいる「かがわプラスチック・スマートショップ」を推進します。
効率的な収集運搬の推進	●ごみの分別の徹底を図るため、ごみ分別早見表、「広報みき」などによる周知を行います。 ●各ごみ置場の使用者が管理するごみステーションの適正な管理を支援します。 ●家庭ごみをごみステーション等所定の場所まで持ち出すことが困難な1人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、町職員等が無料でご自宅まで家庭ごみの収集に行き、ごみが出ていない場合には、声をお掛けして、安否確認を行うサービス「ふれあい収集」を継続的に行います。 ●効率的な収集・運搬方法の検討を行います。
適正な中間処理の推進	●適正な再資源化ルートの選定を行います。 ●し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を行います。 ●し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の事業者に対する指導・助言を行います。 ◎三木町クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）等資源化施設の適正な維持管理を行います。

「30・10運動」とは？

「30・10運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しみましょう、「お開き10分前」になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。香川県においても「30・10運動」のポスターやステッカーを作成するなど、当該運動を呼びかけています。

「てまえどり」とは？

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、賞味期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

香川県においては、食品ロスを削減するため、小売店舗が消費者に対して、商品棚の手前にある商品から選ぶ「てまえどり」を呼び掛ける広告（商品棚用POP）を作成し、推進に努めています。

「かがわプラスチック・スマートショップ」とは？

「かがわプラスチック・スマートショップ」とは、プラスチックごみの削減に取り組んでいる小売店や飲食店などを、香川県が認定する制度です。

「プラスチック製品の使用削減、環境にやさしい素材への転換、代替製品の製造・開発・販売、プラスチックのリサイクル」などに取り組んでいる小売店や飲食店などに対して、県が認定した小売店や飲食店などにはステッカーなどの啓発資材を配布しています。

町民のできること
◆3R の取組に協力します。
◆簡易包装や、ごみの発生が少ない環境にやさしい製品を購入するように努めます。
◆使い捨てプラスチック製品等の購入・利用を控えます。
◆外出時のマイバッグやマイボトルの持参を実践します。
◆行政等が開催するフードドライブ活動などに参加し、あまった食材・食品等の利用に努めます。
◆計画的な買い物や食べ切りを実践します。
◆生ごみの堆肥化を実践します。
◆ごみ分別早見表、「広報みき」などを参考に、ごみの減量化、再資源化や分別の徹底を図ります。
◆危険物や町では処理できないものを混入しないように努めます。
◆ごみステーションを清潔かつ安全に利用できるように心がけます。
◆自力でごみ出しが困難な場合は、暮らしを支えるサービス「ふれあい収集」を活用し、町職員と一緒に行います。
◆三木町クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）等資源化施設の見学などに参加して、ごみの適正な処理に理解を深めるよう努めます。

事業者のできること
◆ペーパーレス化などを推進し、事業所内で発生するごみの減量を推進します。
◆自社製品については、耐久性が高い製品、詰替え製品など、ごみの出にくい製品開発を進めるとともに、原料については、石油からバイオマスへと変えるなど、脱炭素の実現に向けた製品開発を進めます。
◆商品の販売やサービス提供の際には、過剰包装の自粛や環境への負荷の少ない商品を積極的に取り扱うなど、本町の脱炭素の実現へ向けた取組へ協力します。
◆製造・販売した製品の修理やリサイクルのための回収などに努めます。
◆ごみ分別早見表、「広報みき」などを参考に、ごみの減量化、再資源化や分別の徹底を図ります。
◆危険物や町では処理できないものを混入しないように努めます。
◆販売店は、町では収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の回収に協力します。

◆三木町クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンター（リサイクルセンター）等資源化施設の見学などに参加して、ごみの適正な処理に理解を深めるよう努めます。
◆再資源化の量を把握するための計量に協力します。

【環境指標（数値目標）】

指標	単位	現状	2030 年度目標
ごみ総排出量	t	7,396 （2021 年度）	6,727 （2025 年度）
リサイクル率	%	26.5 （2021 年度）	28.0 （2025 年度）

※「三木町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における2025年度の目標数値を参考。

基本目標4. 自然との共生を目指したまちづくり

本町の公園や緑地は、町民にとって、スポーツ・レクリエーションの場や憩いの空間として活用するほか、環境保全や防災としての役割も担っています。

また、町土の7割を占める山林、農地等の自然環境は、水源かん養、防災機能等を有しており、本町の特徴的な田園景観及び讃岐山脈に連なる自然景観が保全されています。

四季折々にその彩を変える立石山、白山や公園緑地などがあり、その植栽、花壇などの整備・管理を計画的に行うとともに、公共施設の緑化、家庭や事業所における緑化の推進が必要です。森林・農山村の多面的機能の発揮、農山村地域の活性化、持続可能な里山、森づくりを進めることが必要です。

一方、町では、特定外来生物が確認されているほか、イノシシ、サル、シカ、アライグマなど特定の野生鳥獣による農業への被害が報告されています。そのため、特定外来生物の防除や野生鳥獣の適正管理・被害の未然防止が必要です。また、生物多様性の保全は、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

基本施策	具体的な取組施策 ●：町主体　◎：国・県等と連携
緑地の保全と整備・活用の推進	●豊かな自然環境資源と周辺地域との調和を図ります。 ●農村公園等の適正管理を推進するとともに、町民や事業者に対し、敷地内の緑化や緑のカーテン等の啓発を進め、まちなかの緑を増やします。 ●緑化団体の育成に努めます。 ◎森林法の届出などにより、森林伐採について適正な指導をします。 ◎公園などの緑化、木、花壇、芝生の維持管理に努めます。 ◎道路植栽帯の緑化を推進します。 ◎身近な広場の整理、街路樹などの植栽を行います。 ◎町民との協働による道路の花壇管理を行います。
自然環境の保全の推進、鳥獣被害対策及び動物保護の推進	●土地開発の際は、自然環境との調和・共生に配慮します。 ●町内に生息している生物観察会などを行います。 ●地区の特性に応じ、周辺地域との調和を図りながら、自然環境資源の有効活用を推進します。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
	◎イノシシ、サル、シカ、アライグマなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。 ◎県のレッドデータブックを参考に、町内に生息している動植物などを確認します。 ◎外来種（特定外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、町民及び事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。 ◎河川や水路など、まちなかに残る自然環境を保全します。
森林・里山の保全と適正管理	●森林を活用した自然体験学習やイベントを開催し、森林保全の重要性を町民・事業者に向けて啓発します。 ●本町では、ふるさと納税の返礼品として、山を守る為の間伐材を使用した薪の返礼を行っており、地場産木材の利用のさらなる推進を図ります。 ●間伐材等については、木質バイオマス利用を推進します。 ●公共施設においては、「三木町公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、積極的に木質化を推進します。 ●保育所、幼稚園、小学校等においては、地場産木材を活用した木育を推進します。 ●耕作放棄地の解消を図ります。 ●農業後継者の減少による遊休農地などの土地の有効利用を図ります。 ◎香川東部森林組合との連携により、森林施業の推進を支援します。 ◎環境保全型農業による減農薬・減化学肥料栽培の取組を支援します。 ◎「香川地域森林計画」等に基づき、森林・里山の保全や適正管理を推進します。 ◎林業の担い手育成を図るとともに、森林保護を担う団体の育成や支援等を行います。 ◎町民・事業者に対し地場産木材の利用を啓発します。

「特定外来生物」とは？

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかります。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

環境省「日本の外来種対策」WEB サイトより

町民、事業者のできること
◆公園を使用する際は、適切に利用します。 ◆街路樹や公園などの身近な自然を大切にするよう努めます。 ◆自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図ります。 ◆町や地域で行う緑地管理に協力します。 ◆所有地の雑草や植栽、生垣の整備など、緑化や植栽管理を適切に行います。 ◆敷地内へ緑のカーテンの設置に努めます。 ◆事業者は、開発面積に応じた緑化率の基準を遵守します。 ◆自然環境や生物を守ることの重要性を理解し行動します。 ◆外来生物について知り、外来生物法を遵守した取組を行います。 ◆外来種の動植物を飼育、育てる場合は、自然に逃がさないようにします。 ◆防護柵の設置などにより、野生鳥獣による被害を未然に防止します。 ◆公園や野外活動施設を積極的に使います。自然とふれあうレクリエーションなどの活動を通じて心身の健康増進を図ります。 ◆外来種の問題について学ぶとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）を遵守します。 ◆森林保護活動等に参加し、森林の保全や維持・管理に協力します。 ◆町民は、地場産木材を利用した製品の購入や木質ストーブの導入などにより、地場産木材の利用に協力します。 ◆住宅、事業所等の緑化に協力します。 ◆林業関係者が取り組む森林・里山整備や適正管理に協力します。 ◆工務店等においては、建て主に対し地場産木材の利用を促します。 ◆地場産木材を活用した製品開発等に努めます。 ◆熱源などを大量に消費する事業活動については、木質バイオマスの利用を検討します。 ◆地域ぐるみの環境保全活動に参加します。 ◆遊休農地については、他の農業者や町への貸出、農作業体験の受け入れなどで有効活用に努めます。 ◆農産物直売所の利用など、地元で作られた農産物を選んで購入する地産地消に協力します。 ◆減農薬・減化学肥料栽培の農作物を積極的に購入します。 ◆家庭菜園では、過剰な施肥や農薬の使用を控えるよう努めます。

【環境指標（数値目標）】

指標	単位	現状	2030 年度目標
遊休農地の解消 （遊休農地面積/管内の農地面積）	%	0.76 （2022 年度）	0.59 （2025 年度）
鳥獣の捕獲頭数	頭	565 （2022 年度）	760 （2025 年度）
ニッポンバラタナゴの保全	—	町内に生息	現状維持

基本目標5. 安全で安心して暮らせる生活環境

社会における安心・安全を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。町には主だった公害発生原因や施設などはありませんが、生活環境の悪化防止や環境衛生の向上などにより、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる安心・安全で快適なまちづくりの推進が必要です。

町の汚水処理人口普及率は年々増加しています。良好な水環境の保全や快適な生活環境を創造するため、今後も公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進が必要です。

騒音・振動は、発生源と被害者が局所的に近接している場合に起きやすく、その原因も工場や事業場、農業、交通、生活音など多岐にわたり、町民にとって最も身近な問題です。当事者同士の相互理解を進め、問題解決に努めていくことが重要です。

工場や事業場などからの騒音・振動は、技術の進歩や企業努力による対策が進んだことなどにより、苦情などが少なくなりました。しかし、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、様々な発生源からの被害が苦情として寄せられているため、町民のマナー啓発や相互コミュニケーションを図ることが重要です。

また、町には、太古の森などの自然景観、池戸公民館などの歴史的景観、景観形成樹木など景観資源があります。このような景観資源を良好な景観形成のために保全・活用・維持していくことが必要です。

空き家等については、敷地に雑草が生え、動物や害虫の棲家になって、周囲に悪影響を与えることがあり、ごみを不法投棄されることもあります。

不法投棄やごみのポイ捨て、飼い主による犬や猫のペットのふんの放置など、マナーの問題解決が大きな課題となっています。環境美化活動などによって散乱ごみの回収やパトロール、意識啓発を継続的に行い、ごみのない美しくきれいなまちにしていくことが必要です。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
水質汚濁防止の推進	●下水道処理区域内の世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、広報などの啓発活動を実施します。 ●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの支援をします。 ◎安全で良質な水の供給を目的とした水質検査をし、水質保全と監視に努めます。 ◎河川の水質を調査することにより、河川ごとの汚濁状況を把握します。 ◎身近な道路や公園、河川等の環境美化活動を行います。環境美化活動を行っていただける団体等に対し、清掃用具等の貸し出しと活動で集積したごみの回収を行います。
大気汚染や騒音振動等の発生対策の推進	●苦情の早期の解決、再発防止に向けた対応を検討します。 ●自家用車のエコドライブの啓発及び公共交通機関の利用促進を図ります。 ●環境保全協定の締結により、事業者の自主的な環境への負荷の低減を促進します。 ◎県と連携して定期的な工場への立ち入り調査を実施し、公害対策の指導に努めます。
まちの景観の保全と調和の推進、ごみの	●三木町クリーン作戦を実施するとともに、町民が現状の認識をすることにより環境美化意識の高揚を図ります。 ●河川美化に関する意識啓発活動を実施します。

基本施策	具体的な取組施策 ●:町主体　◎:国・県等と連携
ポイ捨て・ペット対策の推進	●ペットのふんの処理など、ペットの飼育マナーの指導や啓発を行います。 ◎町内の各所から見える景観資源を大切にし、町民や観光客が親しみ楽しめるような景観まちづくりを進めます。 ◎空き家等への対応は、所有者等が適切に管理することを原則とした上で、町民が安全かつ安心して暮らすことができる生活環境を確保するため、地域住民や関係機関と連携を図り、必要な措置を講じます。 ◎不法投棄パトロールの強化や関係機関との連携を図ります。 ◎不法投棄監視カメラや看板の設置などで意識啓発活動を継続して行います。

町民、事業者のできること
◆健全な水循環の大切さについて学び、理解するように努めます。 ◆農地やゴルフ場など農薬の適正使用や抑制に努めます。 ◆油類や食べ残し等をそのまま排水溝に流さないように努めます。 ◆公共下水道処理開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。 ◆公共下水道事業認可区域外では、合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底します。 ◆事業者は、水質汚濁の規制を遵守し、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減します。 ◆ビニール、プラスチックごみなどの野外焼却は行わず、適正に処理します。 ◆自動車の利用を避け、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を心がけます。 ◆自動車の定期的な点検を行い、良好な状態を保つよう努めます。 ◆交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車を行わないように努めます。 ◆道路整備の際発生する交通整理や工事音などについて、理解・協力します。 ◆事業者は、工場や事業所からの大気汚染・騒音・振動の規制を遵守し、より一層の環境負荷削減に努めます。 ◆近隣の迷惑になるような大きな音や振動を出さないようにします。 ◆調理くずや廃食用油の適正な処理、洗剤や農薬をはじめとする化学物質の使用を極力減らすよう努めます。 ◆事業者は、化学物質を適正に使用し、漏洩事故の発生の防止に努めます。 ◆化学物質を適正に管理・廃棄して、大気や地中への放出を防ぎます。 ◆人の生活に伴って生じる環境の悪化（生活公害）については、町民同士や地域内で解決するよう心がけます。 ◆町の景観保全の取組に協力します。 ◆住宅や事業所を新築・改築する際には、周辺の景観に調和した色彩やデザインにするように努めます。 ◆生垣や花壇などによる緑化を推進します。 ◆事業者は、屋外広告物の規制を遵守します。 ◆空き家等は、所有者等の財産であることから、所有者は適正な管理に努めます。 ◆町内の美化活動に参加するとともに、ごみのポイ捨てをしないようにします。 ◆ペットのふんの処理や飼育マナーの遵守に努めます。 ◆多頭飼いなど、自身で飼育ができなくなった場合には、早急に新たな飼い主を見つけるように努めるとともに、香川県東讃保健福祉事務所やボランティア団体などに相談します。 ◆ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るように努めます。 ◆不法投棄を見つけたら通報するよう努めます。 ◆不法投棄パトロールに参加します。

【環境指標（数値目標）】

指標	単位	現状	2030 年度目標
汚水処理人口普及率	%	69.6 （2022 年度）	75.4 （2025 年度）
河川の BOD（新川）	mg/L	6.3 （2022 年度）	3.0 以下
ボランティア清掃の参加者数	人	548 （2022 年度）	800
老朽危険空き家除却支援件数（累計）	件	8 （2019 年度）	64 （2025 年度）
公害苦情件数	件	96 （2022 年度）	50

第５章 計画の推進体制と進行管理

第１節 計画の推進体制

本計画を円滑かつ効率的に推進していくためには、町、町民及び事業者などの各主体が自らの責務を果たすとともに、各主体間の連携・協力による取組が必要です。ここでは、各主体を踏まえた推進体制について示します。

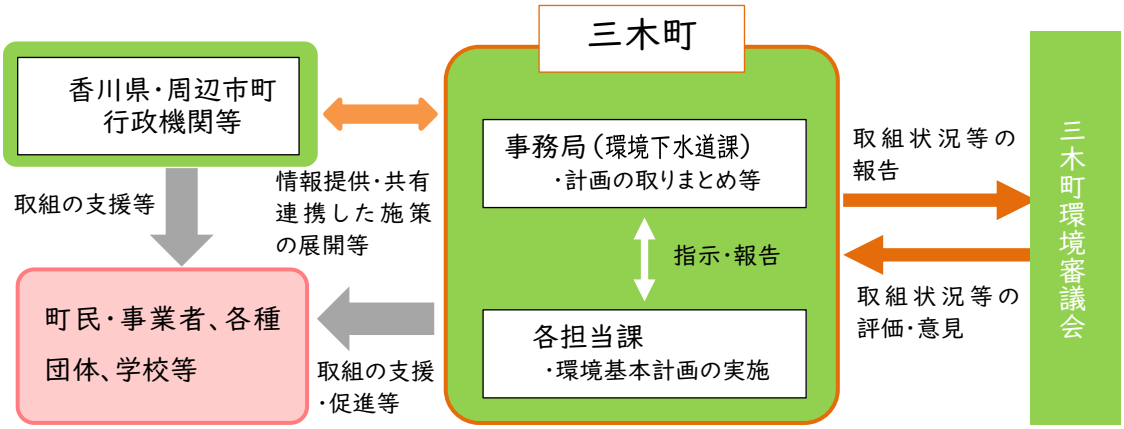

計画の推進体制

① 町

町は、本計画の策定や進行管理、施策、事業の総合的な推進を図るとともに、町民、事業者が行う環境保全活動の支援・協力を行います。

各担当課

■ 事務局

事務局（環境下水道課）が各担当課や環境審議会などとの各種会議の調整を行うとともに、町民や事業者と町を結ぶ窓口としての役割を果たします。

また、本計画の進捗状況等について、毎年「環境報告書」を作成し、環境審議会へ報告します。

■ 各担当課

各担当課で施策や事業を行う際は、本計画に基づく環境への配慮を行うとともに、その状況を把握し事務局へ報告を行います。

また、町民や事業者等の取組の推進に対する支援を積極的に行うとともに、国・県・周辺市町などとの広域的な連携を図ります。

② 町民・事業者、各種団体、学校等

町民及び事業者、各種団体、学校等は、三木町環境基本条例及び本計画に基づく責務を果たすとともに、町が実施する取組の推進に協力します。

③ 環境審議会

三木町環境基本条例第 17 条に規定された組織として、町議会の議員、学識経験者、関係団体を代表する者等で組織されます。

環境審議会は、「環境基本計画に関すること」「環境施策を推進する上で調査や審議が必要な事項」など、町の施策・事業や目標の達成状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項について検討します。

第２節 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があるため、継続的改善の仕組み（PDCA サイクル）を導入し、進行管理を行います。

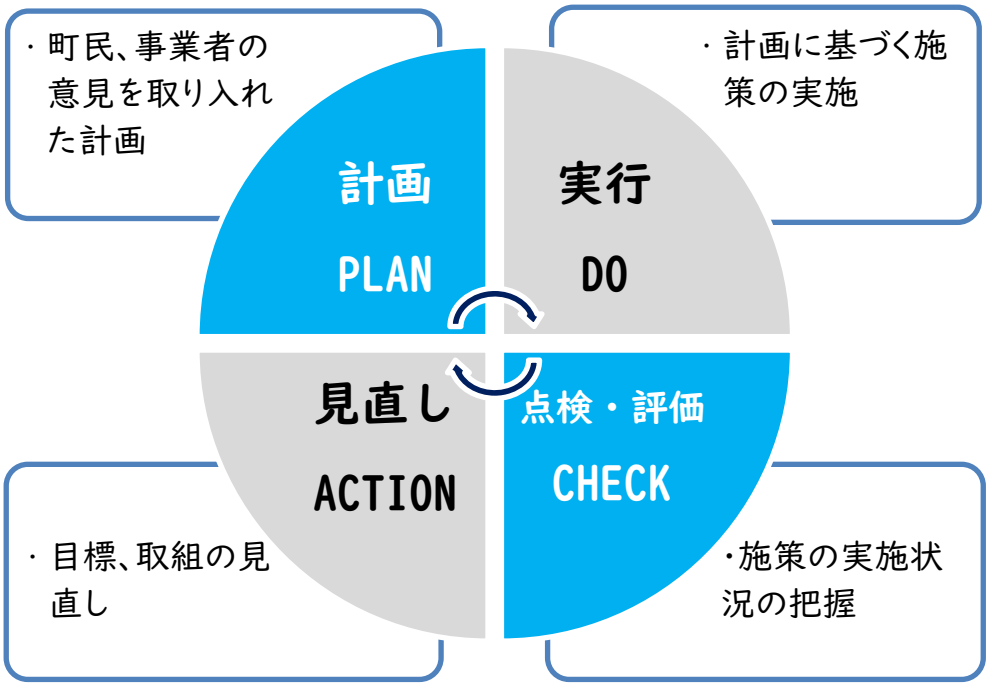

計画の継続的改善の仕組み（PDCA サイクル）

① 計画の策定（PLAN）

最上位計画として位置づけられる「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や国の環境基本計画、香川県環境基本計画を踏まえ、町民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。計画

の策定時には、三木町環境審議会が町長からの諮問に対する審議を行い、その結果を町長へ答申します。

また、毎年度、環境報告書の点検・評価や施策・事業の見直しなどを図り、関連計画などに反映していきます。

② 計画の実行（DO）

本計画に定められた施策・事業を着実に進めていくため、町、町民及び事業者のそれぞれが計画に基づく施策や取組などを積極的に実践するとともに、協働して進めていきます。

なお、町は、各施策について優先順位を考慮して実施を検討し、順次予算化して事業を実施していきます。

また、環境保全対策は長期的・継続的に実施することが望まれ、取組にあたる町職員一人ひとりの意識向上を図るとともに、職員間の意識格差を是正することが望まれます。ごみの排出状況、温室効果ガス排出状況などの取組状況は年々変化することから、この変化に合わせて町の施策や取組内容を見直すことが常に求められます。したがって、町職員においては、地球温暖化の現状など本計画の内容に対する理解を促すとともに、取組行動の早期定着を目指し、状況に応じた対応を図ることを目的とした職員研修を定期的に実施することで、継続的な環境保全策を図るものとします。

③ 計画の点検・評価（CHECK）

各種取組施策ごとに示した指標と目標値の目標達成状況や関連する施策全体の進捗を把握・評価していきます。また、各担当課で行う施策の実施状況についても毎年度、進捗状況の把握を行っていきます。本計画の施策の進捗状況を把握、評価した結果を毎年、環境報告書で取りまとめます。

④ 計画の見直し（ACTION）

環境報告書などで進捗状況が評価された結果を受け、施策に基づく次年度以降の具体的な取組の内容を見直します。

また、本計画は、国や香川県等の計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、環境審議会や、必要に応じて町民・事業者の意見を取り入れ、計画の見直しを行います。

⑤ 進捗状況の公表

本計画における取組状況等については、町の広報誌やウェブサイトを通じて定期的に公表します。

町職員に対しては、計画の達成状況を把握して取組内容の再認識を促し、より積極的な環境保全対策に向けた取組につなげます。

■「広報みき」による公表

■町ウェブサイトによる公表